

# 岩手県地域防災計画（本編）

## 新旧対照表



# 目 次

目 次	1
<b>第 1 章 総則</b>	
第 4 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	2
<b>第 2 章 災害予防計画</b>	
第 1 節 防災知識普及計画	4
第 4 節 気象業務整備計画	5
第 5 節 避難対策計画	7
第 5 節の 2 災害医療体制整備計画	10
第 11 節 ライフライン施設等安全確保計画	11
第 13 節 風水害予防計画	12
第 14 節 雪害予防計画	14
第 15 節 津波・高潮災害予防計画	16
第 16 節 土砂災害予防計画	17
第 18 節 林野火災予防計画	18
第 20 節 海上災害予防計画	19
第 23 節 事業継続対策計画	20
<b>第 3 章 災害応急対策計画</b>	
第 1 節 活動体制計画	21
第 2 節 気象予報・警報等の伝達計画	24
第 3 節 通信情報計画	38
第 4 節 情報の収集・伝達計画	39
第 5 節 広報広聴計画	41
第 6 節 交通確保・輸送計画	42
第 10 節 県、市町村等応援協力計画	45
第 12 節 防災ボランティア活動計画	46
第 14 節 災害救助法の適用計画	47
第 15 節 避難・救出計画	49
第 16 節 医療・保健計画	52
第 17 節 食料、生活必需品等供給計画	54
第 20 節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	55
第 21 節 感染症予防計画	56
第 22 節 廃棄物処理・障害物除去計画	57
第 23 節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	58
第 25 節 文教対策計画	59
第 27 節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	60
第 28 節 ライフライン施設応急対策計画	61

本編 目次

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>[略]</p> <p>第32節 防災ヘリコプター活動計画…1-3-223</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>[略]</p> <p>第32節 防災ヘリコプター等活動計画…1-3-223</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																				
1-1-3	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p>	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p>																				
1-1-4	<p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	<p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]												
機関名	業務の大綱																					
[略]	[略]																					
機関名	業務の大綱																					
[略]	[略]																					
1-1-5	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>東北経済産業局</td> <td>(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること (2)(3) [略]</td> </tr> <tr> <td>関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕</td> <td>(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び<u>応急復旧対策</u>に関すること。 (2) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (3) 鉱山における災害応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕</td> <td>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)、<u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u>に関すること。 (3)(4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進及び<u>防災知識の普及啓発</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること (2)(3) [略]	関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び <u>応急復旧対策</u> に関すること。 (2) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (3) 鉱山における災害応急対策に関すること。	[略]	[略]	仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)、 <u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u> に関すること。 (3)(4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進及び <u>防災知識の普及啓発</u> に関すること。	[略]	[略]	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>東北経済産業局</td> <td>(1) 工業用水道の応急復旧対策に関すること (2)(3) [略]</td> </tr> <tr> <td>関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕</td> <td>(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び<u>応急復旧対策</u>に関すること。 (2) <u>電気、都市ガス等の応急復旧対策</u>に関すること。 (3) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕</td> <td>(1) 気象、地象、<u>地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u>に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)<u>及び水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u>に関すること。 (3)(4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進、<u>防災知識の普及啓発</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急復旧対策に関すること (2)(3) [略]	関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び <u>応急復旧対策</u> に関すること。 (2) <u>電気、都市ガス等の応急復旧対策</u> に関すること。 (3) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害応急対策に関すること。	[略]	[略]	仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、 <u>地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u> に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。) <u>及び水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u> に関すること。 (3)(4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進、 <u>防災知識の普及啓発</u> に関すること。	[略]	[略]
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること (2)(3) [略]																					
関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び <u>応急復旧対策</u> に関すること。 (2) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (3) 鉱山における災害応急対策に関すること。																					
[略]	[略]																					
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)、 <u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u> に関すること。 (3)(4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進及び <u>防災知識の普及啓発</u> に関すること。																					
[略]	[略]																					
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急復旧対策に関すること (2)(3) [略]																					
関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び <u>応急復旧対策</u> に関すること。 (2) <u>電気、都市ガス等の応急復旧対策</u> に関すること。 (3) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害応急対策に関すること。																					
[略]	[略]																					
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、 <u>地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u> に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。) <u>及び水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u> に関すること。 (3)(4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進、 <u>防災知識の普及啓発</u> に関すること。																					
[略]	[略]																					
1-1-6	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>東北地方環境事務所</td> <td>(1)～(4) [略]</td> </tr> </tbody> </table>	東北地方環境事務所	(1)～(4) [略]	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>東北地方環境事務所</td> <td>(1)～(4) [略] (5) <u>愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施</u>に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	東北地方環境事務所	(1)～(4) [略] (5) <u>愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施</u> に関すること。																
東北地方環境事務所	(1)～(4) [略]																					
東北地方環境事務所	(1)～(4) [略] (5) <u>愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施</u> に関すること。																					
	3、4 [略]	3、4 [略]																				

1-1-8	5 指定地方公共機関	5 指定地方公共機関											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(一社)岩手県獣医師会</td> <td>(1) 災害時における愛玩動物の応急治療及び保護に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	(一社)岩手県獣医師会	(1) 災害時における愛玩動物の応急治療及び保護に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(一社)岩手県獣医師会</td> <td>(1) 災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・管理に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	(一社)岩手県獣医師会
機関名	業務の大綱												
[略]	[略]												
(一社)岩手県獣医師会	(1) 災害時における愛玩動物の応急治療及び保護に関すること。												
機関名	業務の大綱												
[略]	[略]												
(一社)岩手県獣医師会	(1) 災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・管理に関すること。												
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「人とペットの災害対策ガイドライン（環境省）」の改定に伴う修正</li> <li>○ 「災害時における動物の救護活動に関する協定書」内容の反映</li> <li>○ 所要の修正</li> </ul>												

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-1	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p>
1-2-2	<p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 平常時における心得</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>⑥ 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。</p>	<p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 平常時における心得</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>⑥ 愛玩動物との同行避難や<u>指定</u>避難所での飼養の方法を決めておく。</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案																												
1-2-8	<p align="center"><b>第4節 気象業務整備計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 観測体制の整備等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p align="center"><b>第4節 気象業務整備計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 観測体制の整備等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p>																												
1-2-9	<p>(4) 地震・津波観測施設</p> <p>[略]</p> <p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" data-bbox="256 707 839 1344"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>G N S S 連続観測 システム</td> <td>電子基準 点 34 地殻変動 観測施設 4 験潮場 G N S S 観 測局 1</td> <td align="center">39</td> <td>国土交通 省国土地 理院</td> </tr> </tbody> </table>	施設等名		箇所数	設置機関	[略]	[略]	[略]	[略]	G N S S 連続観測 システム	電子基準 点 34 地殻変動 観測施設 4 験潮場 G N S S 観 測局 1	39	国土交通 省国土地 理院	<p>(4) 地震・津波観測施設</p> <p>[略]</p> <p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" data-bbox="865 707 1447 1344"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本海溝 型海底地 震津波観 測網</td> <td>海底津波 計</td> <td align="center">21</td> <td>独立行政 法人防災 科学技術 研究所</td> </tr> <tr> <td>G N S S 連続 観測シス テム</td> <td>電子基準 点 34 地殻変動 観測施設 4 験潮場 G N S S 観 測局 1</td> <td align="center">39</td> <td>国土交通 省国土地 理院</td> </tr> </tbody> </table>	施設等名		箇所数	設置機関	[略]	[略]	[略]	[略]	日本海溝 型海底地 震津波観 測網	海底津波 計	21	独立行政 法人防災 科学技術 研究所	G N S S 連続 観測シス テム	電子基準 点 34 地殻変動 観測施設 4 験潮場 G N S S 観 測局 1	39	国土交通 省国土地 理院
施設等名		箇所数	設置機関																											
[略]	[略]	[略]	[略]																											
G N S S 連続観測 システム	電子基準 点 34 地殻変動 観測施設 4 験潮場 G N S S 観 測局 1	39	国土交通 省国土地 理院																											
施設等名		箇所数	設置機関																											
[略]	[略]	[略]	[略]																											
日本海溝 型海底地 震津波観 測網	海底津波 計	21	独立行政 法人防災 科学技術 研究所																											
G N S S 連続 観測シス テム	電子基準 点 34 地殻変動 観測施設 4 験潮場 G N S S 観 測局 1	39	国土交通 省国土地 理院																											
1-2-10	<p>(5) 火山観測施設</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 防災知識の普及啓発の実施</p> <p>○ 盛岡地方気象台は、住民の防災気象情報への理解を促進するため、関係機関との協力のもと、気象情報の活用能力の向上を含めた防災知識の普及啓発等を図り、住民の防災活動を促進する。</p> <p>ア 平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などにより防災知識の普及啓発、防災気象情報の利活用の促進等を図る。</p> <p>イ 住民への防災知識の普及啓発等に当たっては、地域の地理的状況及び過去の災害の発生状況等を考慮する。</p> <p>ウ 災害に関する調査結果等を活用し、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p>	<p>(5) 火山観測施設</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 防災知識の普及啓発の実施</p> <p>○ 盛岡地方気象台は、住民の防災気象情報への理解を促進し、公助にとどまらず自助・共助の場面においても防災気象情報がより積極的かつ適切に利活用されることが災害による被害を最小限にするための有効な手段であることを認識し、関係機関との協力のもと、防災気象情報の活用能力の向上を含め、様々な状況下で住民一人ひとりが自らの判断で危険を回避し安全を確保する行動をとることを可能とするための知識の普及啓発を図り、住民の防災活動を推進するものとする。</p> <p>ア 防災気象情報の活用能力向上</p> <p>盛岡地方気象台は、自らが発表する防災気象情報について解説を行うよう努め、その理解を</p>																												



		<p><u>促進するとともに、情報を受けた利用者が適切な対応をとることができるように情報活用能力の向上を図るものとする。</u></p> <p><b>イ 安全知識の普及啓発</b></p> <p><u>盛岡地方気象台は、気象現象等の急な発生・変化や情報伝達手段の途絶等により情報の入手が困難な場合でも、住民一人ひとりが周囲の状況から自ら判断して安全確保の行動ができるよう、安全知識の普及啓発を図るものとする。</u></p> <p><b>ウ 実施事項及び実施にあたって留意事項</b></p> <p>○ <u>盛岡地方気象台は、平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などを行うものとする。</u></p> <p>○ <u>盛岡地方気象台は、災害には地域特性があることを踏まえ、各地域の地理的・社会的状況や過去の災害の発生状況、自然災害について抱えているリスク等も考慮するものとする。</u></p> <p>○ <u>盛岡地方気象台は、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関、教育機関、報道機関、気象・地震等の現象や防災に関して専門知識を有する団体等の協力を得て、防災関係者及び一般向けの講習会等を実施するほか、気象台の果たす役割の説明等を行うものとする。</u></p> <p><b>エ 災害教訓の伝承</b></p> <p><u>盛岡地方気象台は、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集し、保存し、及び公開すること等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</u></p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-2-13</p> <p>1-2-14</p>	<p align="center"><b>第5節 避難対策計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p align="center"><b>第5節 避難対策計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p>
<p>1-2-15</p>	<p>2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を関係機関の協力を得て作成し、これを市町村長に報告する。</p>	<p>2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある</u></p>

- [略]
- [略]
- [略]
- 地下街等の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成する。特に、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。なお、当該計画の作成に当たっては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。
- 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを市町村長に報告する。

1-2-16 3 広域一時滞在

- (1) [略]
- (2) 県の役割

- [略]
- [県本部の担当]

部	課等	出先機関	担当業務
[略]	[略]	[略]	[略]
政策地域部	地域振興室	[略]	[略]

場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、これを市町村長に報告するとともに、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

- [略]
- [略]
- [略]
- 地下街等の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成する。特に、浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。なお、当該計画の作成に当たっては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。
- 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを市町村長に報告する。

3 広域一時滞在

- (1) [略]
- (2) 県の役割

- [略]
- [県本部の担当]

部	課等	出先機関	担当業務
[略]	[略]	[略]	[略]
政策地域部	<u>交通政策室</u>	[略]	[略]

	<p><b>第3 避難場所等の整備等</b></p> <p><b>1 避難場所等の整備</b></p> <p>○ [略]</p> <p>1-2-17 ○ 市町村は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。</p> <p>○ 市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。</p> <p>1-2-18 <b>第4 避難所の運営体制等の整備</b></p> <p>○ 市町村は、避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>○ 県は、避難所の設置及び運営に係るマニュアルモデルの作成等により、市町村のマニュアル等の作成を支援する。</p>	<p><b>第3 避難場所等の整備等</b></p> <p><b>1 避難場所等の整備</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、一般の<u>指定</u>避難所では生活することが困難な要配慮者のため、<u>必要に応じて福祉</u>避難所を指定する<u>よう努める</u>。</p> <p>○ 市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。</p> <p><b>第4 避難所の運営体制等の整備</b></p> <p>○ 市町村は、<u>指定</u>避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ<u>指定</u>避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に<u>指定</u>避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>○ 県は、<u>指定</u>避難所の設置及び運営に係るマニュアルモデルの作成等により、市町村のマニュアル等の作成を支援する。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-20	<p style="text-align: center;"><b>第5節の2 災害医療体制整備計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 災害拠点病院</p> <p>1 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節の2 災害医療体制整備計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 災害拠点病院</p> <p>1 [略]</p>
1-2-21	<p>2 医療機関の防災能力の向上</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 医療機関は、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアルの作成に努める。</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 医薬品及び医療費器材の供給体制の整備</p>	<p>2 医療機関の防災能力の向上</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 医療機関は、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアル及び自施設が被災した際に、<u>早期に診療機能を回復するための業務継続計画 (BCP)</u> の作成に努める。</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 医薬品及び医療費器材の供給体制の整備</p>
修正理由	<p>○ 岩手県保健医療計画の内容を踏まえた修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-38	<p>第11節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 通信施設</p> <p>1 電気通信設備</p> <p>○ [略]</p> <p>1-2-42 (1) 設備の整備</p> <p>○ [略]</p> <div data-bbox="258 528 839 842" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 豪雨、洪水、高潮、津波等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐水構造化を行う。</p> <p>イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐風又は耐雪構造化を行う。</p> <p>ウ [略]</p> </div>	<p>第11節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 通信施設</p> <p>1 電気通信設備</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設備の整備</p> <p>○ [略]</p> <div data-bbox="865 528 1445 842" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 大雨、洪水、高潮、津波等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐水構造化を行う。</p> <p>イ 暴風又は大雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐風又は耐雪構造化を行う。</p> <p>ウ [略]</p> </div>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案																		
1-2-47	<p align="center"><b>第13節 風水害予防計画</b></p> <p><b>第1</b> [略]</p> <p><b>第2 河川改修事業</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県事業として、広域河川改修等の事業を進めるとともに、緊急度が高く、防災効果の大きい河川の改修を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="264 528 839 712"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>その他の河川改修事業</td> <td>南川外<sup>30</sup>河川</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第3～第6</b> [略]</p>	事業名	施行箇所	施行年度	[略]	[略]	[略]	その他の河川改修事業	南川外 <sup>30</sup> 河川	[略]	<p align="center"><b>第13節 風水害予防計画</b></p> <p><b>第1</b> [略]</p> <p><b>第2 河川改修事業</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県事業として、広域河川改修等の事業を進めるとともに、緊急度が高く、防災効果の大きい河川の改修を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="871 528 1445 712"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>その他の河川改修事業</td> <td>南川外<sup>23</sup>河川</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第3～第6</b> [略]</p>	事業名	施行箇所	施行年度	[略]	[略]	[略]	その他の河川改修事業	南川外 <sup>23</sup> 河川	[略]
事業名	施行箇所	施行年度																		
[略]	[略]	[略]																		
その他の河川改修事業	南川外 <sup>30</sup> 河川	[略]																		
事業名	施行箇所	施行年度																		
[略]	[略]	[略]																		
その他の河川改修事業	南川外 <sup>23</sup> 河川	[略]																		
1-2-48	<p><b>第7 治山事業</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p><b>第7 治山事業</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>農林水産省及び地方公共団体は、流木災害の発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</u></p>																		
1-2-49	<p><b>第10 浸水想定区域の公表及び周知</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ 国土交通省及び県は、想定し得る最大規模の降雨により洪水予報河川又は水位周知河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、関係市町村に通知する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p><b>第10 浸水想定区域の公表及び周知</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ 国土交通省及び県は、想定し得る最大規模の降雨により洪水予報河川又は水位周知河川（以下、本節中「洪水予報河川等」という。）が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、関係市町村に通知する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>市町村長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>																		

	<p>○ [略]  <u>[浸水想定区域図]一覧 資料編2-13-13]</u></p> <p>第11 [略]</p>	<p>○ [略]  <u>[洪水浸水想定区域指定一覧 資料編2-13-13]</u></p> <p>○ <u>水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めるときは、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。</u></p> <p>第11 [略]</p> <p><b>第12 関係者間の密接な連携体制の構築</b></p> <p>○ <u>水災については、国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築するものとする。</u></p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正（時点修正、水防法との用語の整合、資料編との整合）</p>	



頁	現 計 画	修 正 案								
1-2-50	<p align="center"><b>第14節 雪害予防計画</b></p>	<p align="center"><b>第14節 雪害予防計画</b></p>								
1-2-51	<p>第1、第2 [略]</p>	<p>第1、第2 [略]</p>								
	<p>第3 道路交通の確保</p>	<p>第3 道路交通の確保</p>								
	<p>1 除雪対策</p>	<p>1 除雪対策</p>								
	<p>○ [略]</p>	<p>○ [略]</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 443 435 488">実施機関</th> <th data-bbox="435 443 837 488">除雪路線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 488 435 622">国土交通省</td> <td data-bbox="435 488 837 622">直轄管理の一般国道及び直轄高速（釜石自動車道 宮守～遠野）</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	除雪路線	国土交通省	直轄管理の一般国道及び直轄高速（釜石自動車道 宮守～遠野）	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="866 443 1045 488">実施機関</th> <th data-bbox="1045 443 1452 488">除雪路線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="866 488 1045 622">国土交通省</td> <td data-bbox="1045 488 1452 622">直轄管理の一般国道及び釜石自動車道のうち新直轄区間</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	除雪路線	国土交通省	直轄管理の一般国道及び釜石自動車道のうち新直轄区間
実施機関	除雪路線									
国土交通省	直轄管理の一般国道及び直轄高速（釜石自動車道 宮守～遠野）									
実施機関	除雪路線									
国土交通省	直轄管理の一般国道及び釜石自動車道のうち新直轄区間									
	<p>○ [略]</p>	<p>○ [略]</p>								
	<p>○ [略]</p>	<p>○ [略]</p>								
		<p>○ <u>国土交通省及び地方公共団体は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下、本節中「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>集中的な大雪に対しては、国土交通省、地方公共団体及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、国土交通省及び地方公共団体は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。</u></p> <p>○ <u>道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラックシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易</u></p>								

	<p>第4、第5 [略]</p>	<p><u>な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。</u></p> <p>○ <u>道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。</u></p> <p>第4、第5 [略]</p> <p><b>第6 雪害予防の普及啓発</b></p> <p>○ <u>県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。</u></p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-53	<p style="text-align: center;"><b>第15節 津波・高潮災害予防計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 津波、高潮災害予防事業</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 国、県及び市町村は、社会資本整備重点計画（平成15年10月閣議決定）に基づき、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設の整備を、計画的に実施する。</p> <p>○ <u>社会資本整備重点計画では、重点的、効果的かつ効率的な実施に向けた取り組みとして「津波、高潮、波浪、海岸浸食が国民の生命・財産に及ぼす被害の軽減」「人の暮らしと自然環境が調和した後世に伝えるべき豊かで美しい海岸環境の保全回復」を柱とした事業の展開を図る。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第15節 津波・高潮災害予防計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 津波、高潮災害予防事業</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 国、県及び市町村は、社会資本整備重点計画及び岩手県東日本大震災津波復興計画等に基づき、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設等の整備を、計画的に実施する。</p> <p>○ <u>海岸保全施設等の整備目標は、過去に発生した津波等を地域ごとに検証し、概ね百数十年程度の頻度で起こり得る津波に対応できる高さとする。</u></p>
修正理由	○ 所要の修正（地震津波災害対策編との整合）	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-55	<p style="text-align: center;"><b>第16節 土砂災害予防計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>集中豪雨等による土砂災害を防止するため、地すべり防止対策事業、土石流対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。また、土砂災害が発生するおそれのある区域について、その周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。</p> <p><b>第2 [略]</b></p> <p><b>第3 土石流対策事業</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ 土石流対策事業は、国の社会資本総合整備計画及び岩手県地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）（以下「社会資本総合整備計画等」という。）に基づき、推進する。</p> <p><b>第4、第5 [略]</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第16節 土砂災害予防計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>集中豪雨等による土砂災害を防止するため、地すべり防止対策事業、土石流対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。また、土砂災害が発生するおそれのある区域について、その周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。</p> <p><b>第2 [略]</b></p> <p><b>第3 土石流対策事業</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ 土石流対策事業は、国の社会資本総合整備計画及び岩手県地震防災緊急事業五箇年計画（<del>平成23～27年度</del>）（以下「社会資本総合整備計画等」という。）に基づき、推進する。</p> <p><b>第4、第5 [略]</b></p>
1-2-56	<p><b>第6 土砂災害防止対策の推進</b></p> <p>○ [略]</p>	<p><b>第6 土砂災害防止対策の推進</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>国土交通省及び地方公共団体は、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。</u></p>
1-2-57	<p><b>第7 土砂災害警戒情報の発表</b></p> <p><b>1 目的及び発表機関</b></p> <p>○ 大雨警報又は大雨特別警報が発表されている場合において、大雨による土砂災害の発生の危険度が高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</p> <p><b>2 [略]</b></p> <p><b>3 発表・解除基準</b></p> <p><b>(1) 発表基準</b></p> <p>大雨警報又は大雨特別警報が発表されている場合において、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が5kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生避難基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。</p>	<p><b>第7 土砂災害警戒情報の発表</b></p> <p><b>1 目的及び発表機関</b></p> <p>○ 大雨警報（土砂災害）が発表されている場合において、大雨による土砂災害の発生の危険度が更に高まったときに、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、<u>県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</u></p> <p><b>2 [略]</b></p> <p><b>3 発表・解除基準</b></p> <p><b>(1) 発表基準</b></p> <p>大雨警報（土砂災害）が発表されている場合において、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が5kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生避難基準線）に達したときに、<u>県と盛岡地方気象台は、協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。</u></p>
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-65	<p style="text-align: center;"><b>第18節 林野火災予防計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 林野火災防止対策の推進</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 予防及び初期消火体制の整備</p> <p>○ <u>ジェットシューター</u>、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第18節 林野火災予防計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 林野火災防止対策の推進</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 予防及び初期消火体制の整備</p> <p>○ <u>背負い式消火水のう</u>、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。</p>
修正理由	○ 所要の修正（一般名称に修正（ジェットシューターは芦森工業株式会社の商品名））	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-69	<p style="text-align: center;">第20節 海上災害予防計画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 施設、設備及び資機材の整備・保管</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第20節 海上災害予防計画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 施設、設備及び資機材の整備・保管</p> <p>○ [略]</p>
1-2-70	<p>[<u>流出石油等に対する防災資機材等の整備及び</u> 各種船艇の<u>保有状況</u> 資料編2-20-3]</p>	<p>[<u>各港湾の各種船艇の配置状況</u> 資料編2-20-3]</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-75	<p align="center"><b>第23節 事業継続対策計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。</p> <p><b>第2 [略]</b></p>	<p align="center"><b>第23節 事業継続対策計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、<u>自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら</u>防災体制の整備や防災訓練、<u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める</u>など防災力向上を図る。</p> <p><b>第2 [略]</b></p>
1-2-76	<p><b>第3 企業等の防災活動の推進</b></p> <p>○ [略]</p>	<p><b>第3 企業等の防災活動の推進</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案												
1-3-1	<p style="text-align: center;"><b>第1節 活動体制計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。</p> <p><b>第2 県の活動体制</b></p> <p>[略]</p> <p><b>1 災害警戒本部</b></p> <p>○ [略]</p> <p>(1) [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 活動体制計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。 <u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</u></p> <p><b>第2 県の活動体制</b></p> <p>[略]</p> <p><b>1 災害警戒本部</b></p> <p>○ [略]</p> <p>(1) [略]</p>												
1-3-2	<p>(2) <b>組織</b></p> <p>○ 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="260 1025 839 1115"> <tr> <td>支部職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支部長が指名する職員</td> <td></td> </tr> </table>	支部職員		支部長が指名する職員		<p>(2) <b>組織</b></p> <p>○ 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="868 1025 1447 1115"> <tr> <td>支部職員、現地連絡員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支部長が指名する職員</td> <td></td> </tr> </table>	支部職員、現地連絡員		支部長が指名する職員					
支部職員														
支部長が指名する職員														
支部職員、現地連絡員														
支部長が指名する職員														
1-3-4	<p>(3) ~ (5) [略]</p> <p><b>2 災害特別警戒本部</b></p> <p>○ [略]</p> <p>(1) <b>設置基準</b></p> <table border="1" data-bbox="260 1294 839 1608"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	設置基準	設置の対象	[略]	[略]	岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]	<p>(3) ~ (5) [略]</p> <p><b>2 災害特別警戒本部</b></p> <p>○ [略]</p> <p>(1) <b>設置基準</b></p> <table border="1" data-bbox="868 1294 1447 1608"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	設置基準	設置の対象	[略]	[略]	岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]
設置基準	設置の対象													
[略]	[略]													
岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]													
設置基準	設置の対象													
[略]	[略]													
岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]													
1-3-5	<table border="1" data-bbox="260 1619 839 1843"> <tbody> <tr> <td>八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <b>組織</b></p> <p>○ 災害特別警戒本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="260 1977 839 2067"> <tr> <td>支部職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支部長が指名する職員</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) ~ (5) [略]</p>	八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合	[略]	支部職員		支部長が指名する職員		<table border="1" data-bbox="868 1619 1447 1843"> <tbody> <tr> <td>八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <b>組織</b></p> <p>○ 災害特別警戒本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="868 1977 1447 2067"> <tr> <td>支部職員、現地連絡員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支部長が指名する職員</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) ~ (5) [略]</p>	八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合	[略]	支部職員、現地連絡員		支部長が指名する職員	
八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合	[略]													
支部職員														
支部長が指名する職員														
八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合	[略]													
支部職員、現地連絡員														
支部長が指名する職員														



1-3-6	<p>3 災害対策本部</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p>	<p>3 災害対策本部</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p>												
1-3-7	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 257 336 392">区分</th> <th data-bbox="336 257 671 392">設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）</th> <th data-bbox="671 257 837 392">配備職員の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 392 336 1025">(1) 指定職員配備（1号）体制 本部</td> <td data-bbox="336 392 671 1025"> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>キ 八幡平又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</p> <p>ク～コ [略]</p> </td> <td data-bbox="671 392 837 1025"> <p>別表第9に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）	配備職員の範囲	(1) 指定職員配備（1号）体制 本部	<p>ア～オ [略]</p> <p>カ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>キ 八幡平又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</p> <p>ク～コ [略]</p>	<p>別表第9に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="863 257 943 392">区分</th> <th data-bbox="943 257 1278 392">設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）</th> <th data-bbox="1278 257 1444 392">配備職員の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="863 392 943 1025">(1) 指定職員配備（1号）体制 本部</td> <td data-bbox="943 392 1278 1025"> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>キ 八幡平又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</p> <p>ク～コ [略]</p> </td> <td data-bbox="1278 392 1444 1025"> <p>別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）	配備職員の範囲	(1) 指定職員配備（1号）体制 本部	<p>ア～オ [略]</p> <p>カ 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>キ 八幡平又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</p> <p>ク～コ [略]</p>	<p>別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員</p>
区分	設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）	配備職員の範囲												
(1) 指定職員配備（1号）体制 本部	<p>ア～オ [略]</p> <p>カ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>キ 八幡平又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</p> <p>ク～コ [略]</p>	<p>別表第9に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員</p>												
区分	設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）	配備職員の範囲												
(1) 指定職員配備（1号）体制 本部	<p>ア～オ [略]</p> <p>カ 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>キ 八幡平又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</p> <p>ク～コ [略]</p>	<p>別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員</p>												
1-3-8	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 1025 336 2134">広域支部及び地方支部</td> <td data-bbox="336 1025 671 2134"> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>キ 所管区域内の火山（八幡平又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</p> <p>ク～コ [略]</p> </td> <td data-bbox="671 1025 837 2134"> <p>アからコまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第9に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものの</p> </td> </tr> </tbody> </table>	広域支部及び地方支部	<p>ア～オ [略]</p> <p>カ 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>キ 所管区域内の火山（八幡平又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</p> <p>ク～コ [略]</p>	<p>アからコまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第9に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものの</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="863 1025 943 2134">広域支部及び地方支部</td> <td data-bbox="943 1025 1278 2134"> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>キ 所管区域内の火山（八幡平又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</p> <p>ク～コ [略]</p> </td> <td data-bbox="1278 1025 1444 2134"> <p>アからコまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第8に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものの</p> </td> </tr> </tbody> </table>	広域支部及び地方支部	<p>ア～オ [略]</p> <p>カ 所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>キ 所管区域内の火山（八幡平又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</p> <p>ク～コ [略]</p>	<p>アからコまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第8に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものの</p>						
広域支部及び地方支部	<p>ア～オ [略]</p> <p>カ 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>キ 所管区域内の火山（八幡平又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</p> <p>ク～コ [略]</p>	<p>アからコまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第9に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものの</p>												
広域支部及び地方支部	<p>ア～オ [略]</p> <p>カ 所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>キ 所管区域内の火山（八幡平又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</p> <p>ク～コ [略]</p>	<p>アからコまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第8に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものの</p>												

1-3-9	(2) 主査以上配備(2号)体制	本部	ア～エ [略] オ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 カ、キ [略]	[略]	(2) 主査以上配備(2号)体制	本部	ア～エ [略] オ 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 カ、キ [略]	[略]
		広域支部及び地方支部	ア～エ [略] オ 所管区域内の火山(岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 カ、キ [略]	[略]		広域支部及び地方支部	ア～エ [略] オ 所管区域内の火山(岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 カ、キ [略]	[略]
修正理由	<input type="radio"/> 防災基本計画の修正に伴う修正 <input type="radio"/> 岩手県災害警戒本部設置要領修正に伴う修正 <input type="radio"/> 栗駒山火山避難計画策定に伴う修正 <input type="radio"/> 所要の修正							

頁	現 計 画	修 正 案																				
<p>1-3-22</p> <p>1-3-23</p>	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達 [略] (気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="256 528 839 2107"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象情報</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報（備考1）</td> <td>大雨警報（土砂災害）又は大雨特別警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生す</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	気象情報	[略]	記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。	土砂災害警戒情報（備考1）	大雨警報（土砂災害）又は大雨特別警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生す	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達 [略] (気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="865 528 1447 2107"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象情報</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。<u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。</u></td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報（備考1）</td> <td>大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生し</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	気象情報	[略]	記録的短時間大雨情報	県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。 <u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。</u>	土砂災害警戒情報（備考1）	大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生し
種類	内容																					
気象情報	[略]																					
記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。																					
土砂災害警戒情報（備考1）	大雨警報（土砂災害）又は大雨特別警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。																					
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生す																					
種類	内容																					
気象情報	[略]																					
記録的短時間大雨情報	県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。 <u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。</u>																					
土砂災害警戒情報（備考1）	大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。																					
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生し																					

る可能性が高まったときに、1時間を有効期間として内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。

やすい気象状況になっている時に、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

1-3-24

イ 注意報の種類と発表基準

種類	発表基準
気象注意報 (備考1)	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪を伴い、平均風速が10m/s以上と予想される場合
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 平均風速が10m/s以上と予想される場合

イ 注意報の種類と発表基準

種類	発表基準
気象注意報 (備考1)	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、 <u>区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合</u> 〔気象警報発表基準等資料編3-2-2〕
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想され、 <u>区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合</u> 〔気象警報発表基準等資料編3-2-2〕

1-3-26

ウ 警報の種類と発表基準

[略]

1-3-27

備考1～備考5 [略]

ウ 警報の種類と発表基準

[略]

備考1～備考5 [略]

備考6 5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（内陸、沿岸北部、沿岸南部）で発表される。

備考7 警報の危険度分布等の概要は次のとお

りである。

種 類	概 要
土砂災害警戒判定メッシュ情報	<p>大雨による土砂災害発生<u>の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</u></p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新している。</p> <p>大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害によって命が脅かされる危険性が認められる土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」）に「警戒」（赤色）が出現した場合は、当該領域に「避難準備・高齢者避難開始」、さらに、土砂災害警戒情報等が発表され、「土砂災害警戒区域等」に「非常に危険」（薄い紫色）が出現した場合は、当該領域に「避難勧告」を発令することが基本となる。</p>
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生<u>の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</u></p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生</p>

			<p>の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>河川の水位が水防団待機水位を越えている場合は、該当領域に「警戒」（赤色）が出現した時点で「避難準備・高齢者避難開始」、氾濫注意水位を越えている場合は、該当領域に「非常に危険」（薄い紫色）が出現した時点で「避難勧告」を発令することが基本となる。</p>
		<p><u>流域雨量指数の予測値</u></p>	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分毎に更新している。水位周知河川やその他の河川（洪水予報河川を除く）においては、水防団待機水位（又は氾濫注</p>

		<p>意水位)を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「避難準備・高齢者避難開始」、氾濫注意水位(又は避難判断水位)を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難勧告」を発令することが基本となる。</p>																																				
<p>1-3-28</p>	<p>エ [略]</p> <p>オ 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="256 750 837 1615"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>[略]</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>[略]</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>[略]</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	内容	震度速報	[略]	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。	[略]	[略]	[略]	震源・震度に関する情報	[略]	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。	[略]	[略]	[略]	その他の情報	[略]	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	<p>エ [略]</p> <p>オ 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="863 750 1444 1615"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>[略]</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの<u>検知</u>時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>[略]</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村<u>毎</u>の観測した震度を発表。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>[略]</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	内容	震度速報	[略]	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの <u>検知</u> 時刻を速報。	[略]	[略]	[略]	震源・震度に関する情報	[略]	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村 <u>毎</u> の観測した震度を発表。	[略]	[略]	[略]	その他の情報	[略]	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
種類	発表基準	内容																																				
震度速報	[略]	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。																																				
[略]	[略]	[略]																																				
震源・震度に関する情報	[略]	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。																																				
[略]	[略]	[略]																																				
その他の情報	[略]	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表																																				
種類	発表基準	内容																																				
震度速報	[略]	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの <u>検知</u> 時刻を速報。																																				
[略]	[略]	[略]																																				
震源・震度に関する情報	[略]	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村 <u>毎</u> の観測した震度を発表。																																				
[略]	[略]	[略]																																				
その他の情報	[略]	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。																																				
<p>1-3-29</p>	<p>カ 津波警報等の種類</p> <p>(ア) 津波警報等の種類と内容</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表)</p>	<p>カ 津波警報等の種類</p> <p>(ア) 津波警報等の種類と内容</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表)→別紙1のとおり修正</p>																																				
<p>1-3-30</p>	<p>(イ) 津波情報の種類と内容</p> <p>(津波情報の種類と発表内容の表)</p> <p>(※1)・[略]</p> <p>・[略]</p>	<p>(イ) 津波情報の種類と内容</p> <p>(津波情報の種類と発表内容の表)</p> <p>→別紙2のとおり修正</p> <p>(※1)・[略]</p> <p>・[略]</p>																																				

1-3-31

(※2)・[略]  
 ・[略]  
 ・[略]

・最大波の観測値の発表内容は次のとおり。

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)

(※2)・[略]  
 ・[略]  
 ・[略]

・最大波の観測値及び推定値の発表内容  
 (沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点) は次のとおり。

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸で



の推定値を「推定中」と発表

津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
-----------	----------	------------------------

キ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

○ [略]

(ア) 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	レベル5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合
		レベル4(避難準備)	[略]
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	レベル3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合
		レベル2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合

キ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

○ [略]

(ア) 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	レベル5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される場合
		レベル4(避難準備)	[略]
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	レベル3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
		レベル2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命

1-3-32

			合				に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
噴火予報	[略]	レベル1 (活火山であることに留意)	予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	噴火予報	[略]	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)場合
(イ) 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報				(イ) 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報			
名称	対象範囲	キーワード	発表基準	名称	対象範囲	キーワード	発表基準
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	居住地域 嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきたと予想される場合	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	居住地域 嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生する可能性が高まってきたと予想される場合
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合

			火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合			火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
	噴火予報	[略]	活火山であることを留意	予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	噴火予報	[略]	活火山であることを留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)場合
1-3-34	(2) 伝達系統 (伝達系統の表)				(2) 伝達系統 (伝達系統の表) →別紙3のとおり修正			
修正理由	<input type="radio"/> 気象情報関連の修正 <input type="radio"/> 所要の修正							

別紙 1

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等（現計画の表）

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	表記なし	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等（修正後の表）

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5 m<予想高さ≤10m)		
		5 m (3 m<予想高さ≤5 m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m<予想高さ≤3 m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m≤予想高さ≤1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

津波情報の種類と発表内容（現計画の表）

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

津波情報の種類と発表内容（修正後の表）

情報の種類	発表内容	留意事項
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくる可能性がある。</li> <li>津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。</li> </ul>
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。</li> </ul>
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。</li> <li>場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。</li> </ul>
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。</li> <li>津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。</li> </ul>
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	

別紙3 伝達系統（現計画の表）

種 類	発表機関	伝達系統
気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び警報等並びに火災気象通報	盛岡地方気象台	気象警報等伝達系統図（資料編3-2-3）のとおり。
土砂災害警戒情報	盛岡地方気象台 及び岩手県	土砂災害警戒情報伝達系統図は（資料編3-2-4）のとおり。
津波警報等	気象庁	津波警報等伝達系統図（資料編3-2-5）のとおり。
地震及び津波に関する情報	気象庁及び 盛岡地方気象台	地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編3-2-6）のとおり。
北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報	盛岡地方気象台及び 岩手河川国道事務所	北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報伝達系統図（資料編3-2-7）のとおり。
北上川上流水防警報 （情報・警報）	岩手河川国道事務所	国土交通省が行う水防警報伝達系統図（資料編3-2-8）のとおり。
県管理河川水防警報	各広域振興局土木部	岩手県知事が行う水防警報伝達系統図（資料編3-2-9）のとおり
県管理河川氾濫危険水位情報等	〃	〃
火山に関する予報・警報・情報	仙台管区気象台	火山情報・予報・警報伝達系統図（資料編3-2-10）のとおり。
火災警報	市町村長及び 消防本部消防長	火災気象通報・火災警報伝達系統図（資料編3-2-11）のとおり。

伝達系統（修正後の表）

種 類	発表機関	伝達系統
気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び警報等並びに火災気象通報	盛岡地方気象台	気象警報等伝達系統図（資料編 3-2-3）のとおり。
土砂災害警戒情報	盛岡地方気象台 及び岩手県	土砂災害警戒情報伝達系統図は（資料編 3-2-4）のとおり。
大津波警報・津波警報・津波注意報	気象庁	津波警報等伝達系統図（資料編 3-2-5）のとおり。
津波に関する情報	気象庁	地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編 3-2-6）のとおり。
地震に関する情報	気象庁本庁等	地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編 3-2-6）のとおり。
北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報	盛岡地方気象台及び 岩手河川国道事務所	北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報伝達系統図（資料編 3-2-7）のとおり。
北上川上流水防警報 （情報・警報）	岩手河川国道事務所	国土交通省が行う水防警報伝達系統図（資料編 3-2-8）のとおり。
県管理河川水防警報	各広域振興局土木部	岩手県知事が行う水防警報伝達系統図（資料編 3-2-9）のとおり
県管理河川氾濫危険水位情報等	〃	〃
火山に関する予報・警報・情報	仙台管区気象台	火山情報・予報・警報伝達系統図（資料編 3-2-10）のとおり。
火災警報	市町村長及び 消防本部消防長	火災気象通報・火災警報伝達系統図（資料編 3-2-11）のとおり。



頁	現 計 画	修 正 案												
1-3-39	<p style="text-align: center;"><b>第3節 通信情報計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 専用通信施設の利用</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p><b>専用通信施設の設置機関</b></p> <table border="1" data-bbox="256 573 839 938"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>国土交通省無線設備</td> <td>岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、釜石港湾事務所、北上川ダム統合管理事務所、岩手県</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	設置者	[略]	[略]	国土交通省無線設備	岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、釜石港湾事務所、北上川ダム統合管理事務所、岩手県	<p style="text-align: center;"><b>第3節 通信情報計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 専用通信施設の利用</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p><b>専用通信施設の設置機関</b></p> <table border="1" data-bbox="865 573 1452 938"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>国土交通省無線設備</td> <td>岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、<u>南三陸</u>国道事務所、釜石港湾事務所、北上川ダム統合管理事務所、岩手県</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	設置者	[略]	[略]	国土交通省無線設備	岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、 <u>南三陸</u> 国道事務所、釜石港湾事務所、北上川ダム統合管理事務所、岩手県
設備名	設置者													
[略]	[略]													
国土交通省無線設備	岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、釜石港湾事務所、北上川ダム統合管理事務所、岩手県													
設備名	設置者													
[略]	[略]													
国土交通省無線設備	岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、 <u>南三陸</u> 国道事務所、釜石港湾事務所、北上川ダム統合管理事務所、岩手県													
修正理由	○ 所要の修正													

頁	現 計 画	修 正 案																																		
1-3-43	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p>	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p>																																		
1-3-45	<p>[県本部の担当]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">総務部</td> <td>総務室</td> <td>二</td> <td>県立大学 及び県立 大学短期 大学部被 害報告</td> </tr> <tr> <td>法務学事 課</td> <td>二</td> <td>私立学校 被害報告</td> </tr> <tr> <td>管財課</td> <td>-</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部 班	担当内容	総務部	総務室	二	県立大学 及び県立 大学短期 大学部被 害報告	法務学事 課	二	私立学校 被害報告	管財課	-	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>[県本部の担当]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">総務部</td> <td>総務室</td> <td>二</td> <td>県立大学 及び県立 大学短期 大学部被 害報告</td> </tr> <tr> <td>法務学事 課</td> <td>二</td> <td>私立学校 被害報告</td> </tr> <tr> <td>管財課</td> <td>-</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部 班	担当内容	総務部	総務室	二	県立大学 及び県立 大学短期 大学部被 害報告	法務学事 課	二	私立学校 被害報告	管財課	-	[略]	[略]	[略]	[略]
部	課等	地方支部 班	担当内容																																	
総務部	総務室	二	県立大学 及び県立 大学短期 大学部被 害報告																																	
	法務学事 課	二	私立学校 被害報告																																	
	管財課	-	[略]																																	
	[略]	[略]	[略]																																	
部	課等	地方支部 班	担当内容																																	
総務部	総務室	二	県立大学 及び県立 大学短期 大学部被 害報告																																	
	法務学事 課	二	私立学校 被害報告																																	
	管財課	-	[略]																																	
	[略]	[略]	[略]																																	
1-3-46	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">政策地域 部</td> <td>地域振興 室</td> <td>-</td> <td>1 鉄道 関係被害 報告 2 管理 施設被害 報告</td> </tr> <tr> <td>情報政策 課</td> <td>-</td> <td>通信施設 被害報告</td> </tr> <tr> <td>科学 I L C推進室</td> <td></td> <td>研究施設 被害報告</td> </tr> </tbody> </table>	政策地域 部	地域振興 室	-	1 鉄道 関係被害 報告 2 管理 施設被害 報告	情報政策 課	-	通信施設 被害報告	科学 I L C推進室		研究施設 被害報告	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">政策地域 部</td> <td>学事振興 課</td> <td>-</td> <td>1 県立 大学及び 県立大学 短期大学 部被害報 告 2 私立 学校被害 報告</td> </tr> <tr> <td>地域振興 室</td> <td>[略]</td> <td>1—鉄道 関係被害 報告 2—管理 施設被害 報告</td> </tr> <tr> <td>科学・情 報政策室</td> <td>二</td> <td>1 通信 施設被害 報告 2 研究 施設被害 報告</td> </tr> <tr> <td>交通政策 室</td> <td>[略]</td> <td>鉄道関係 被害報告</td> </tr> </tbody> </table>	政策地域 部	学事振興 課	-	1 県立 大学及び 県立大学 短期大学 部被害報 告 2 私立 学校被害 報告	地域振興 室	[略]	1—鉄道 関係被害 報告 2—管理 施設被害 報告	科学・情 報政策室	二	1 通信 施設被害 報告 2 研究 施設被害 報告	交通政策 室	[略]	鉄道関係 被害報告											
政策地域 部	地域振興 室		-	1 鉄道 関係被害 報告 2 管理 施設被害 報告																																
	情報政策 課		-	通信施設 被害報告																																
	科学 I L C推進室		研究施設 被害報告																																	
政策地域 部	学事振興 課	-	1 県立 大学及び 県立大学 短期大学 部被害報 告 2 私立 学校被害 報告																																	
	地域振興 室	[略]	1—鉄道 関係被害 報告 2—管理 施設被害 報告																																	
	科学・情 報政策室	二	1 通信 施設被害 報告 2 研究 施設被害 報告																																	
	交通政策 室	[略]	鉄道関係 被害報告																																	
1-3-47	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療部</td> <td>管理部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	[略]	[略]	[略]	[略]	医療部	管理部	[略]	[略]	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療部</td> <td>経営管理 課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	[略]	[略]	[略]	[略]	医療部	経営管理 課	[略]	[略]																		
[略]	[略]	[略]	[略]																																	
医療部	管理部	[略]	[略]																																	
[略]	[略]	[略]	[略]																																	
医療部	経営管理 課	[略]	[略]																																	

1-3-49	第3 実施要領 1、2 [略]	第3 実施要領 1、2 [略]																														
1-3-50	3 災害情報の報告要領 (1)～(5) [略]	3 災害情報の報告要領 (1)～(5) [略]																														
1-3-53	報告区分別系統図	報告区分別系統図																														
1-3-54	<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式</th> <th>報告区分</th> <th>報告系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B、 C、 5、 5-1</td> <td>医療施設、 上水道施設 及び衛生施 設被害報告</td> <td>医療部 <u>管理課</u></td> </tr> </tbody> </table>	様式	報告区分	報告系統	B、 C、 5、 5-1	医療施設、 上水道施設 及び衛生施 設被害報告	医療部 <u>管理課</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式</th> <th>報告区分</th> <th>報告系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B、 C、 5、 5-1</td> <td>医療施設、 上水道施設 及び衛生施 設被害報告</td> <td>医療部 <u>経営管理課</u></td> </tr> </tbody> </table>	様式	報告区分	報告系統	B、 C、 5、 5-1	医療施設、 上水道施設 及び衛生施 設被害報告	医療部 <u>経営管理課</u>																		
様式	報告区分	報告系統																														
B、 C、 5、 5-1	医療施設、 上水道施設 及び衛生施 設被害報告	医療部 <u>管理課</u>																														
様式	報告区分	報告系統																														
B、 C、 5、 5-1	医療施設、 上水道施設 及び衛生施 設被害報告	医療部 <u>経営管理課</u>																														
1-3-59	<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式</th> <th>報告区分</th> <th>報告系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17</td> <td>土木施設等 被害報告</td> <td>[国管理] 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 釜石港湾事務所</td> </tr> </tbody> </table>	様式	報告区分	報告系統	17	土木施設等 被害報告	[国管理] 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 釜石港湾事務所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式</th> <th>報告区分</th> <th>報告系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17</td> <td>土木施設等 被害報告</td> <td>[国管理] 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 <u>南三陸国道事務所</u> 釜石港湾事務所</td> </tr> </tbody> </table>	様式	報告区分	報告系統	17	土木施設等 被害報告	[国管理] 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 <u>南三陸国道事務所</u> 釜石港湾事務所																		
様式	報告区分	報告系統																														
17	土木施設等 被害報告	[国管理] 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 釜石港湾事務所																														
様式	報告区分	報告系統																														
17	土木施設等 被害報告	[国管理] 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 <u>南三陸国道事務所</u> 釜石港湾事務所																														
1-3-60	<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式</th> <th>報告区分</th> <th>報告系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H、 19</td> <td>児童、生徒 及び教員等 被害報告</td> <td>県立大学 県立大学短期大学部 →<u>総務室</u>→総合防災室</td> </tr> <tr> <td>H、 20</td> <td>学校被害報 告</td> <td>私立学校 →<u>法務学事課</u>→<u>総務室</u> →総合防災室</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>通信事故・ 通信規制情 報報告</td> <td><u>情報政策課</u></td> </tr> </tbody> </table>	様式	報告区分	報告系統	H、 19	児童、生徒 及び教員等 被害報告	県立大学 県立大学短期大学部 → <u>総務室</u> →総合防災室	H、 20	学校被害報 告	私立学校 → <u>法務学事課</u> → <u>総務室</u> →総合防災室	[略]	[略]	[略]	I	通信事故・ 通信規制情 報報告	<u>情報政策課</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式</th> <th>報告区分</th> <th>報告系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H、 19</td> <td>児童、生徒 及び教員等 被害報告</td> <td>県立大学 県立大学短期大学部 →<u>学事振興課</u>→<u>政策推 進室</u>→総合防災室</td> </tr> <tr> <td>H、 20</td> <td>学校被害報 告</td> <td>私立学校 →<u>学事振興課</u>→<u>政策推 進室</u>→総合防災室</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>通信事故・ 通信規制情 報報告</td> <td><u>科学・情報政策室</u></td> </tr> </tbody> </table>	様式	報告区分	報告系統	H、 19	児童、生徒 及び教員等 被害報告	県立大学 県立大学短期大学部 → <u>学事振興課</u> → <u>政策推 進室</u> →総合防災室	H、 20	学校被害報 告	私立学校 → <u>学事振興課</u> → <u>政策推 進室</u> →総合防災室	[略]	[略]	[略]	I	通信事故・ 通信規制情 報報告	<u>科学・情報政策室</u>
様式	報告区分	報告系統																														
H、 19	児童、生徒 及び教員等 被害報告	県立大学 県立大学短期大学部 → <u>総務室</u> →総合防災室																														
H、 20	学校被害報 告	私立学校 → <u>法務学事課</u> → <u>総務室</u> →総合防災室																														
[略]	[略]	[略]																														
I	通信事故・ 通信規制情 報報告	<u>情報政策課</u>																														
様式	報告区分	報告系統																														
H、 19	児童、生徒 及び教員等 被害報告	県立大学 県立大学短期大学部 → <u>学事振興課</u> → <u>政策推 進室</u> →総合防災室																														
H、 20	学校被害報 告	私立学校 → <u>学事振興課</u> → <u>政策推 進室</u> →総合防災室																														
[略]	[略]	[略]																														
I	通信事故・ 通信規制情 報報告	<u>科学・情報政策室</u>																														
1-3-61	<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式</th> <th>報告区分</th> <th>報告系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J、 25</td> <td>鉄道関係被 害報告</td> <td><u>地域振興室</u></td> </tr> </tbody> </table>	様式	報告区分	報告系統	J、 25	鉄道関係被 害報告	<u>地域振興室</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式</th> <th>報告区分</th> <th>報告系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J、 25</td> <td>鉄道関係被 害報告</td> <td><u>交通政策室</u></td> </tr> </tbody> </table>	様式	報告区分	報告系統	J、 25	鉄道関係被 害報告	<u>交通政策室</u>																		
様式	報告区分	報告系統																														
J、 25	鉄道関係被 害報告	<u>地域振興室</u>																														
様式	報告区分	報告系統																														
J、 25	鉄道関係被 害報告	<u>交通政策室</u>																														
修正 理由	<input type="radio"/> 県の組織変更に伴う修正 <input type="radio"/> 所要の修正																															

頁	現 計 画	修 正 案																																								
1-3-63	<p align="center"><b>第5節 広報広聴計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="256 304 839 577"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手日報社 [略] (株)日刊工業新聞社 盛岡総局</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	(株)岩手日報社 [略] (株)日刊工業新聞社 盛岡総局	[略]	<p align="center"><b>第5節 広報広聴計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="865 304 1452 577"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手日報社 [略] (株)日刊工業新聞社 東北・北海道総局</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	(株)岩手日報社 [略] (株)日刊工業新聞社 東北・北海道総局	[略]																												
実施機関	広報広聴活動の内容																																									
[略]	[略]																																									
(株)岩手日報社 [略] (株)日刊工業新聞社 盛岡総局	[略]																																									
実施機関	広報広聴活動の内容																																									
[略]	[略]																																									
(株)岩手日報社 [略] (株)日刊工業新聞社 東北・北海道総局	[略]																																									
1-3-65																																										
1-3-66	<p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="256 667 839 945"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td>出納局</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療部</td> <td>業務課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支 部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	出納局	出納局	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	医療部	業務課	[略]	[略]	<p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="865 667 1452 945"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td>総務課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療部</td> <td>経営管理課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支 部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	出納局	総務課	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	医療部	経営管理課	[略]	[略]
部	課等	地方支 部班	担当業務																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																							
出納局	出納局	[略]	[略]																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																							
医療部	業務課	[略]	[略]																																							
部	課等	地方支 部班	担当業務																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																							
出納局	総務課	[略]	[略]																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																							
医療部	経営管理課	[略]	[略]																																							
修正理由	<p>○ 県の組織変更に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																																									

頁	現 計 画	修 正 案																		
1-3-71	<p align="center"><b>第6節 交通確保・輸送計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。                      なお、物資の輸送に当たっては、県及び市町村の物資集積・輸送拠点を経て、各避難所等へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。</p> <p>5 [略]</p> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b></p> <p>[略]</p>	<p align="center"><b>第6節 交通確保・輸送計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。                      なお、物資の輸送に当たっては、県及び市町村の物資集積・輸送拠点を経て、各<u>指定</u>避難所等へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 <u>災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は物流上、重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。</u></p> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b></p> <p>[略]</p>																		
1-3-72	<p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="256 1021 839 1162"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>政策地域部</td> <td><u>地域振興室</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	担当業務	[略]	[略]	[略]	政策地域部	<u>地域振興室</u>	[略]	<p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="865 1021 1447 1162"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>政策地域部</td> <td><u>交通政策室</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	担当業務	[略]	[略]	[略]	政策地域部	<u>交通政策室</u>	[略]
部	課等	担当業務																		
[略]	[略]	[略]																		
政策地域部	<u>地域振興室</u>	[略]																		
部	課等	担当業務																		
[略]	[略]	[略]																		
政策地域部	<u>交通政策室</u>	[略]																		
1-3-73	<p><b>第3 交通確保</b></p> <p>1～4 [略]</p>	<p><b>第3 交通確保</b></p> <p>1～4 [略]</p>																		
1-3-75	<p><b>5 交通規制</b></p> <p>(1) 実施区分</p> <p>○ [略]</p> <p><b>ア 第1次交通規制</b></p> <p>災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両（以下、本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止する。</p> <p><b>イ、ウ [略]</b></p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>(4) 報告の系統</p>	<p><b>5 交通規制</b></p> <p>(1) 実施区分</p> <p>○ [略]</p> <p><b>ア 第1次交通規制</b></p> <p>災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両（以下、本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止し、又は制限する。</p> <p><b>イ、ウ [略]</b></p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>(4) 報告の系統</p>																		
1-3-76	<p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>																		

<p>○ [略] ○ [略] ○ [略]</p> <p>交通規制連絡系統図 国管理道路</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">       岩手河川国道事務所 三陸国道事務所     </div> <p>1-3-77 (5)、(6) [略]</p> <p><b>6 災害時における車両の移動</b></p> <p>○ 道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。</p> <p>○ [略] ○ [略]</p> <p>1-3-78 ○ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請する。</p> <p><b>第4 緊急輸送</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 陸上輸送</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 県本部における自動車による輸送</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 事前準備</p> <p>○ 総務部管財課総括課長、政策地域部<u>地域振興</u>室長、商工労働観光部商工企画室長、産業経済交流課総括課長及び地方支部長は、公用車の集中管理又は民間等の自動車の調達等について、この計画に定めるもののほか、必要な事項についてあらかじめ調査し、その実施体制整備を図る。</p>		<p>○ [略] ○ [略] ○ [略]</p> <p>交通規制連絡系統図 国管理道路</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">       岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸国道事務所     </div> <p>(5)、(6) [略]</p> <p><b>6 災害時における車両の移動</b></p> <p>○ 道路管理者、<u>港湾管理者又は漁港管理者</u>は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、<u>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者</u>は、自ら車両等の移動等を行う。</p> <p>○ [略] ○ [略]</p> <p>○ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、<u>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者</u>に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請する。</p> <p><b>第4 緊急輸送</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 陸上輸送</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 県本部における自動車による輸送</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 事前準備</p> <p>○ 総務部管財課総括課長、政策地域部<u>交通政策</u>室長、商工労働観光部商工企画室長、産業経済交流課総括課長及び地方支部長は、公用車の集中管理又は民間等の自動車の調達等について、この計画に定めるもののほか、必要な事項についてあらかじめ調査し、その実施体制整備を図る。</p>
---	--	--

	<p>(4) 県本部の鉄道輸送等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県本部において、鉄道輸送（地方支部から発送する場合を除く。）を行う場合は、政策地域部地域振興室長を通じて行う。</li> <li>○ 各課長は、鉄道輸送を行う場合は、次の事項を明示して、政策地域部地域振興室長に申し込む。</li> </ul>	<p>(4) 県本部の鉄道輸送等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県本部において、鉄道輸送（地方支部から発送する場合を除く。）を行う場合は、政策地域部<u>交通政策</u>室長を通じて行う。</li> <li>○ 各課長は、鉄道輸送を行う場合は、次の事項を明示して、政策地域部<u>交通政策</u>室長に申し込む。</li> </ul>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</li> <li>○ 所要の修正</li> </ul>	

頁	現 計 画	修 正 案																																																				
1-3-93	<p align="center"><b>第10節 県、市町村等応援協力計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 県、市町村その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</p> <p>なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 県、市町村その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点を確保等を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</p> <p><b>第2 実施機関</b></p> <p>[略]</p>	<p align="center"><b>第10節 県、市町村等応援協力計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 県、市町村その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</p> <p>なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。</p> <p><u>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 県、市町村その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点を確保等を図り、訓練を実施するなど、<u>実効性の確保に努め</u>、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</p> <p><b>第2 実施機関</b></p> <p>[略]</p>																																																				
1-3-94	〔県本部の担当〕	〔県本部の担当〕																																																				
1-3-95	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>政策地域部</td> <td><u>地域振興室</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>若者女性協働推進室</u></td> <td>一</td> <td><u>海外からの支援の受入に係る連絡調整</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	政策地域部	<u>地域振興室</u>	[略]	[略]	環境生活部	[略]	[略]	[略]		<u>若者女性協働推進室</u>	一	<u>海外からの支援の受入に係る連絡調整</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>政策地域部</td> <td><u>交通政策室</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>国際室</u></td> <td>二</td> <td><u>海外からの支援の受入に係る連絡調整</u></td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>若者女性協働推進室</u></td> <td>一</td> <td><u>海外からの支援の受入に係る連絡調整</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	政策地域部	<u>交通政策室</u>	[略]	[略]		<u>国際室</u>	二	<u>海外からの支援の受入に係る連絡調整</u>	環境生活部	[略]	[略]	[略]		<u>若者女性協働推進室</u>	一	<u>海外からの支援の受入に係る連絡調整</u>	[略]	[略]	[略]	[略]
部	課等	地方支部班	担当業務																																																			
[略]	[略]	[略]	[略]																																																			
政策地域部	<u>地域振興室</u>	[略]	[略]																																																			
環境生活部	[略]	[略]	[略]																																																			
	<u>若者女性協働推進室</u>	一	<u>海外からの支援の受入に係る連絡調整</u>																																																			
[略]	[略]	[略]	[略]																																																			
部	課等	地方支部班	担当業務																																																			
[略]	[略]	[略]	[略]																																																			
政策地域部	<u>交通政策室</u>	[略]	[略]																																																			
	<u>国際室</u>	二	<u>海外からの支援の受入に係る連絡調整</u>																																																			
環境生活部	[略]	[略]	[略]																																																			
	<u>若者女性協働推進室</u>	一	<u>海外からの支援の受入に係る連絡調整</u>																																																			
[略]	[略]	[略]	[略]																																																			
1-3-97	医療部	医療部																																																				
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																																																					



頁	現 計 画	修 正 案																								
<p>1-3-109</p> <p>1-3-110</p> <p>1-3-111</p>	<p style="text-align: center;"><b>第12節 防災ボランティア活動計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略] 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="272 439 842 891"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>若者女性協働推進室</td> <td>総務班</td> <td>防災ボランティア活動に係る総合調整の支援</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災ボランティアの受入れ</p> <p>○ 県本部長及び市町村本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</p>	部	課等	地方支部 班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	環境生活部	若者女性協働推進室	総務班	防災ボランティア活動に係る総合調整の支援	<p style="text-align: center;"><b>第12節 防災ボランティア活動計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略] 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="874 439 1444 891"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>若者女性協働推進室</td> <td>総務班</td> <td>防災ボランティア活動を行うNPO等に係る連絡調整の支援</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災ボランティアの受入れ</p> <p>○ 県本部長及び市町村本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、<u>中間支援組織（ボランティア団体、NPO団体等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</u></p>	部	課等	地方支部 班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	環境生活部	若者女性協働推進室	総務班	防災ボランティア活動を行うNPO等に係る連絡調整の支援
部	課等	地方支部 班	担当業務																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
環境生活部	若者女性協働推進室	総務班	防災ボランティア活動に係る総合調整の支援																							
部	課等	地方支部 班	担当業務																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
環境生活部	若者女性協働推進室	総務班	防災ボランティア活動を行うNPO等に係る連絡調整の支援																							
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																									

頁	現 計 画				修 正 案					
1-3-115	<p align="center"><b>第14節 災害救助法の適用計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> 1、2 [略]</p> <p><b>第2 [略]</b></p> <p><b>第3 実施要領</b> 1 法適用の基準 ○ [略]</p>				<p align="center"><b>第14節 災害救助法の適用計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> 1、2 [略] 3 <u>県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。</u></p> <p><b>第2 [略]</b></p> <p><b>第3 実施要領</b> 1 法適用の基準 ○ [略]</p>					
1-3-116	(市町村人口は、平成22年国勢調査に基づく)				(市町村人口は、平成27年国勢調査に基づく)					
	市町村人口	左の区分に該当する市町村	法適用基準 市町村人口に応じた滅失世帯(令1-1-1)	県内1,500世帯滅失で市町村人口に応じた滅失世帯(令1-1-2)	小災害内規運用基準(滅失世帯)	市町村人口	左の区分に該当する市町村	法適用基準 市町村人口に応じた滅失世帯(令1-1-1)	県内1,500世帯滅失で市町村人口に応じた滅失世帯(令1-1-2)	小災害内規運用基準(滅失世帯)
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	5,000人以上 15,000人未満	葛巻町 岩手町 西和賀町 平泉町 住田町 岩泉町 軽米町 九戸村 一戸町	[略]	[略]	[略]	5,000人以上 15,000人未満	葛巻町 岩手町 西和賀町 平泉町 住田町 <u>大槌町</u> 岩泉町 軽米町 九戸村 一戸町	[略]	[略]	[略]
	15,000人以上 30,000人未満	八幡平市 遠野市 陸前高	[略]	[略]	[略]	15,000人以上 30,000人未満	八幡平市 遠野市 陸前高	[略]	[略]	[略]

		田市 二戸市 雫石町 矢巾町 金ヶ崎町 <u>大槌町</u> 山田町 洋野町					田市 二戸市 雫石町 矢巾町 金ヶ崎町 <u>大槌町</u> 山田町 洋野町			
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	50,000人以上 100,000人未満	宮古市 北上市 滝沢市	[略]	[略]	[略]	50,000人以上 100,000人未満	宮古市 <u>花巻市</u> 北上市 滝沢市	[略]	[略]	[略]
	100,000人以上 300,000人未満	盛岡市 一関市 <u>花巻市</u> 奥州市	[略]	[略]	[略]	100,000人以上 300,000人未満	盛岡市 一関市 <u>花巻市</u> 奥州市	[略]	[略]	[略]
修正理由	<input type="radio"/> 防災基本計画の修正に伴う修正 <input type="radio"/> 所要の修正									

頁	現 計 画	修 正 案								
1-3-119	第15節 避難・救出計画	第15節 避難・救出計画								
	第1 [略]	第1 [略]								
	第2 実施機関（責任者）	第2 実施機関（責任者）								
	1～3 [略]	1～3 [略]								
1-3-121	4 避難所の設置、運営	4 指定避難所の設置、運営								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>避難所の設置、運営</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	市町村本部長	避難所の設置、運営	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>指定避難所の設置、運営</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	市町村本部長	指定避難所の設置、運営
実施機関	担当業務									
市町村本部長	避難所の設置、運営									
実施機関	担当業務									
市町村本部長	指定避難所の設置、運営									
	第3 実施要領	第3 実施要領								
	1～3 [略]	1～3 [略]								
1-3-125	4 避難場所の開設	4 避難場所の開放								
	○ 市町村本部長は、避難勧告等を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難場所を開設する。	○ 市町村本部長は、避難勧告等を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難場所を開放する。								
	○ 市町村本部長は、避難場所を開設した場合は、開設日時及び場所等について、住民等に周知する。	○ 市町村本部長は、避難場所を開放した場合は、開放日時及び場所等について、住民等に周知する。								
1-3-126	○ 市町村本部長は、避難場所の開設を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な開設に努める。	○ 市町村本部長は、避難場所の開放を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な開放に努める。								
	5 避難所の設置、運営	5 指定避難所の設置、運営								
	(1) 避難所の設置	(1) 指定避難所の設置								
	○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所を設置した場合は、食料水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等、避難生活に必要な物資等を調達する。	○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、指定避難所を設置した場合は、食料水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等、避難生活に必要な物資等を調達する。								
	○ [略]	○ [略]								
	○ 市町村本部長は、当該市町村が設置する避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により、避難所の確保に努める。	○ 市町村本部長は、当該市町村が設置する指定避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により、指定避難所の確保に努める。								
	ア 他の市町村長と協議し、当該市町村に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借上げて避難所を設置する。	ア 他の市町村長と協議し、当該市町村に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借上げて指定避難所を設置する。								
	イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を避難所とする。	イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を指定避難所とする。								
	ウ 県本部長は、イの場合に備え、県有施設又は民間アパート等の中から、避難所を選定する	ウ 県本部長は、イの場合に備え、県有施設又は民間アパート等の中から、指定避難所を選定する。								
	エ 隣接市町村長及び県本部長は、受入れ体制を整備するとともに、その運営に協力する。	エ 隣接市町村長及び県本部長は、受入れ体制を整備するとともに、その運営に協力する。								
	また、市町村本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該避難所の運営に当たる。	また、市町村本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該指定避難所の運営に当たる。								
	○ 市町村本部長は、避難所を開設した場合、次	○ 市町村本部長は、指定避難所を開設した場								

の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。

ア [略]

イ 開設箇所数及び各避難所の避難者数

ウ [略]

○ 避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

[略]

○ 市町村本部長は、避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討し、必要な措置を講じる。

○ 市町村本部長は、避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な設置に努める。

## (2) 避難所の運営

○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市町村本部長は、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。

○ 市町村本部長は、避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

1-3-127 ○ 市町村本部長は、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO等外部支援者等の協力が得られるよう努める。

○ [略]

○ 市町村本部長は、避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。

ア～オ [略]

カ 避難所のパトロールの実施等による安全の確保

6、7 [略]

1-3-128 8 広域一時滞在

合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。

ア [略]

イ 開設箇所数及び各指定避難所の避難者数

ウ [略]

○ 指定避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

[略]

○ 市町村本部長は、指定避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

○ 市町村本部長は、指定避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な設置に努める。

## (2) 指定避難所の運営

○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市町村本部長は、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。

○ 市町村本部長は、指定避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

○ 市町村本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO等外部支援者等の協力が得られるよう努める。

○ [略]

○ 市町村本部長は、指定避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。

ア～オ [略]

カ 指定避難所のパトロールの実施等による安全の確保

6、7 [略]

8 広域一時滞在

	<p>(1) 県内広域一時滞在</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p>[法令に基づく報告又は義務]</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="300 571 847 757"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策地 域部</td> <td>地域振 興室</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部 班	担当業務	政策地 域部	地域振 興室	[略]	[略]	<p>(1) 県内広域一時滞在</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p>[法令に基づく報告又は義務]</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="901 571 1449 757"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策地 域部</td> <td>交通政 策室</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部 班	担当業務	政策地 域部	交通政 策室	[略]	[略]
部	課	地方支部 班	担当業務															
政策地 域部	地域振 興室	[略]	[略]															
部	課	地方支部 班	担当業務															
政策地 域部	交通政 策室	[略]	[略]															
1-3-129																		
1-3-130	<p>(2) 県外広域一時滞在</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p>[法令に基づく報告又は通知義務]</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="300 1243 847 1429"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策地 域部</td> <td>地域振 興室</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部 班	担当業務	政策地 域部	地域振 興室	[略]	[略]	<p>(2) 県外広域一時滞在</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p>[法令に基づく報告又は通知義務]</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="901 1243 1449 1429"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策地 域部</td> <td>交通政 策室</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部 班	担当業務	政策地 域部	交通政 策室	[略]	[略]
部	課	地方支部 班	担当業務															
政策地 域部	地域振 興室	[略]	[略]															
部	課	地方支部 班	担当業務															
政策地 域部	交通政 策室	[略]	[略]															
1-3-131																		
1-3-132	<p>(3) 他都道府県広域一時滞在</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p>[法令に基づく報告又は通知義務]</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="300 1792 847 1977"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策地 域部</td> <td>地域振 興室</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部 班	担当業務	政策地 域部	地域振 興室	[略]	[略]	<p>(3) 他都道府県広域一時滞在</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p><input type="radio"/> [略]</p> <p>[法令に基づく報告又は通知義務]</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="901 1792 1449 1977"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策地 域部</td> <td>交通政 策室</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部 班	担当業務	政策地 域部	交通政 策室	[略]	[略]
部	課	地方支部 班	担当業務															
政策地 域部	地域振 興室	[略]	[略]															
部	課	地方支部 班	担当業務															
政策地 域部	交通政 策室	[略]	[略]															
修正理由	<p><input type="radio"/> 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p><input type="radio"/> 所要の修正</p>																	

頁	現 計 画	修 正 案																																																				
1-3-134	<p style="text-align: center;"><b>第16節 医療・保健計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p>2～6 [略]</p> <p><b>第2 [略]</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第16節 医療・保健計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p><u>県は、岩手DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。</u></p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 <u>県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援要請を行う。</u></p> <p>8 <u>県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。</u></p> <p>9 <u>災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。</u></p>																																																				
1-3-136	<p><b>第3 初動医療体制</b></p> <p><b>1 岩手DMATの派遣等</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="272 1473 842 2098"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定病院</th> <th>DMAT数</th> <th>編成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">県</td> <td>県立中央病院</td> <td>5チーム</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県立中部病院</td> <td>3チーム</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県立大船渡病院</td> <td>2チーム</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県立釜石病院</td> <td>1チーム</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県立宮古病院</td> <td>3チーム</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定病院	DMAT数	編成基準	県	県立中央病院	5チーム	[略]	県立中部病院	3チーム	[略]	[略]	[略]	[略]	県立大船渡病院	2チーム	[略]	県立釜石病院	1チーム	[略]	県立宮古病院	3チーム	[略]	[略]	[略]	[略]	<p><b>第3 初動医療体制</b></p> <p><b>1 岩手DMATの派遣等</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="874 1473 1444 2098"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定病院</th> <th>DMAT数</th> <th>編成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">県</td> <td>県立中央病院</td> <td>6チーム</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県立中部病院</td> <td>4チーム</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県立大船渡病院</td> <td>3チーム</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県立釜石病院</td> <td>2チーム</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県立宮古病院</td> <td>2チーム</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定病院	DMAT数	編成基準	県	県立中央病院	6チーム	[略]	県立中部病院	4チーム	[略]	[略]	[略]	[略]	県立大船渡病院	3チーム	[略]	県立釜石病院	2チーム	[略]	県立宮古病院	2チーム	[略]	[略]	[略]	[略]
区分	指定病院	DMAT数	編成基準																																																			
県	県立中央病院	5チーム	[略]																																																			
	県立中部病院	3チーム	[略]																																																			
	[略]	[略]	[略]																																																			
	県立大船渡病院	2チーム	[略]																																																			
	県立釜石病院	1チーム	[略]																																																			
	県立宮古病院	3チーム	[略]																																																			
	[略]	[略]	[略]																																																			
区分	指定病院	DMAT数	編成基準																																																			
県	県立中央病院	6チーム	[略]																																																			
	県立中部病院	4チーム	[略]																																																			
	[略]	[略]	[略]																																																			
	県立大船渡病院	3チーム	[略]																																																			
	県立釜石病院	2チーム	[略]																																																			
	県立宮古病院	2チーム	[略]																																																			
	[略]	[略]	[略]																																																			

1-3-145	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	日本赤十字社岩手県支部	盛岡赤十字病院	5チーム	[略]	日本赤十字社岩手県支部	盛岡赤十字病院	4チーム	
	第4～第9 [略]				第4～第9 [略]			
	医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図				医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図			
	県立病院DMA T (25チーム)				県立病院DMA T (28チーム)			
	盛岡赤十字病院DMA T (5チーム)				盛岡赤十字病院DMA T (4チーム)			
修正理由	<input type="radio"/> 防災基本計画の修正に伴う修正 <input type="radio"/> 所要の修正							



頁	現 計 画	修 正 案																																	
1-3-146	<p align="center"><b>第17節 食料、生活必需品等供給計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> 1～3 [略]</p> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b> [略] 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="272 663 842 1120"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境生活部</td> <td>県民くらしの安全課</td> <td>保健医療班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県民生活センター</td> <td>総務班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	環境生活部	県民くらしの安全課	保健医療班	[略]	県民生活センター	総務班	[略]	<p align="center"><b>第17節 食料、生活必需品等供給計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> 1～3 [略]</p> <p>4 <u>県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう救助実施市及び必要な関係者との連絡調整を行うものとする。</u></p> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b> [略] 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="874 663 1444 1120"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境生活部</td> <td rowspan="2">県民くらしの安全課</td> <td>保健医療班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td><u>災害における応援協定に基づく飲料の確保</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>県民生活センター</td> <td>総務班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	環境生活部	県民くらしの安全課	保健医療班	[略]	総務班	<u>災害における応援協定に基づく飲料の確保</u>		県民生活センター	総務班	[略]
部	課等	地方支部班	担当業務																																
[略]	[略]	[略]	[略]																																
環境生活部	県民くらしの安全課	保健医療班	[略]																																
	県民生活センター	総務班	[略]																																
部	課等	地方支部班	担当業務																																
[略]	[略]	[略]	[略]																																
環境生活部	県民くらしの安全課	保健医療班	[略]																																
		総務班	<u>災害における応援協定に基づく飲料の確保</u>																																
	県民生活センター	総務班	[略]																																
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																																		

頁	現 計 画	修 正 案												
1-3-154	<p><b>第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="272 349 842 488"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	県本部長	[略]	<p><b>第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="874 349 1444 533"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長 (救助実施市)</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	県本部長 (救助実施市)	[略]
実施機関	担当業務													
[略]	[略]													
県本部長	[略]													
実施機関	担当業務													
[略]	[略]													
県本部長 (救助実施市)	[略]													
1-3-155	<p>(4) 資材の調達</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長は、請負業者に手持ち資材がないとき又は調達が困難と認めるときは、資材のあっせん又は調達を行う。</p> <p>○ 県本部長は、大量の建築用木材が必要と認める場合は、被災地最寄りの森林管理署等と協議し、国有林産物の払下げを受けて、調達、確保する。</p> <p>○ 県本部長は、大量の建築資材や、本県の気候特性に応じた建築資材の確保が必要と認める場合は、国土交通省に対してこれらのあっせんを要請する。</p> <p>2~4 [略]</p>	<p>(4) 資材の調達</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>県本部長は、応急仮設住宅の提供に必要な資材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。</u></p> <p>○ 県本部長（救助実施市）は、請負業者に手持ち資材がないとき又は調達が困難と認めるときは、資材のあっせん又は調達を行う。</p> <p>○ 県本部長（救助実施市）は、大量の建築用木材が必要と認める場合は、被災地最寄りの森林管理署等と協議し、国有林産物の払下げを受けて、調達、確保する。</p> <p>○ 県本部長（救助実施市）は、大量の建築資材や、本県の気候特性に応じた建築資材の確保が必要と認める場合は、国土交通省に対してこれらのあっせんを要請する。</p> <p>2~4 [略]</p>												
1-3-157	<p><b>5 被災宅地の危険度判定</b></p> <p>○ [略]</p> <p><b>ア 被災宅地危険度判定士の召集</b></p>	<p><b>5 被災宅地の危険度判定</b></p> <p>○ [略]</p> <p><b>ア 被災宅地危険度判定士への協力要請</b></p>												
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>													

頁	現 計 画	修 正 案																												
1-3-160	<p style="text-align: center;"><b>第21節 感染症予防計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略] 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="272 439 842 893"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健福祉部</td> <td>[略]</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療政策室</td> <td>1、2 [略] 3 <u>岩手県災害派遣福祉チーム（ICAT）の派遣要請等の実施</u></td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	保健福祉部	[略]	[略]	[略]	医療政策室	1、2 [略] 3 <u>岩手県災害派遣福祉チーム（ICAT）の派遣要請等の実施</u>	<p style="text-align: center;"><b>第21節 感染症予防計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略] 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="874 439 1444 893"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健福祉部</td> <td>[略]</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療政策室</td> <td>1、2 [略] 3 <u>いわて感染制御支援チーム（ICAT）の派遣要請等の実施</u></td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	保健福祉部	[略]	[略]	[略]	医療政策室	1、2 [略] 3 <u>いわて感染制御支援チーム（ICAT）の派遣要請等の実施</u>
部	課等	地方支部班	担当業務																											
[略]	[略]	[略]	[略]																											
保健福祉部	[略]	[略]	[略]																											
	医療政策室		1、2 [略] 3 <u>岩手県災害派遣福祉チーム（ICAT）の派遣要請等の実施</u>																											
部	課等	地方支部班	担当業務																											
[略]	[略]	[略]	[略]																											
保健福祉部	[略]	[略]	[略]																											
	医療政策室		1、2 [略] 3 <u>いわて感染制御支援チーム（ICAT）の派遣要請等の実施</u>																											
修正理由	○ 所要の修正																													

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-164</p> <p>1-3-165</p> <p>1-3-166</p>	<p>第22節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 廃棄物処理</p> <p>(1) 処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> </ul> <p>○ 事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の<u>産業廃棄物処理業者若しくは特別管理産業廃棄物処理業者</u>に委託して処理する。</p>	<p>第22節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 廃棄物処理</p> <p>(1) 処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> </ul> <p>○ 事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の<u>産業廃棄物処理業者若しくは特別管理産業廃棄物処理業者</u>に委託して処理する。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-3-172	<p>第23節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="272 483 842 622"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療部</td> <td>業務課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	医療部	業務課	[略]	[略]	<p>第23節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="874 483 1444 622"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療部</td> <td>医事企画課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	医療部	医事企画課	[略]	[略]
部	課	地方支部班	担当業務																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
医療部	業務課	[略]	[略]																							
部	課	地方支部班	担当業務																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
医療部	医事企画課	[略]	[略]																							
修正理由	○ 所要の修正																									

頁	現 計 画	修 正 案																																		
1-3-179	<p style="text-align: center;"><b>第25節 文教対策計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略] 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="272 439 842 1252"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>総務室</td> <td>二</td> <td>県立大学及び 県立大学短期 大学部の応急 対策の実施</td> </tr> <tr> <td>法務学 事課</td> <td>二</td> <td>私立学校等 急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>文化ス ポーツ 部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	総務部	総務室	二	県立大学及び 県立大学短期 大学部の応急 対策の実施	法務学 事課	二	私立学校等 急対策の実施	文化ス ポーツ 部	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;"><b>第25節 文教対策計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略] 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="874 439 1444 1252"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>総務室</td> <td>二</td> <td>県立大学及び 県立大学短期 大学部の応急 対策の実施</td> </tr> <tr> <td>法務学 事課</td> <td>二</td> <td>私立学校等 急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>政策地 域部</td> <td>学事振 興課</td> <td>二</td> <td>1 県立大学 及び県立大 学短期大 学部の応急 対策の実施 2 私立学校 等応急対策 の実施</td> </tr> <tr> <td>文化ス ポーツ 部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	総務部	総務室	二	県立大学及び 県立大学短期 大学部の応急 対策の実施	法務学 事課	二	私立学校等 急対策の実施	政策地 域部	学事振 興課	二	1 県立大学 及び県立大 学短期大 学部の応急 対策の実施 2 私立学校 等応急対策 の実施	文化ス ポーツ 部	[略]	[略]	[略]
部	課	地方支部班	担当業務																																	
総務部	総務室	二	県立大学及び 県立大学短期 大学部の応急 対策の実施																																	
	法務学 事課	二	私立学校等 急対策の実施																																	
文化ス ポーツ 部	[略]	[略]	[略]																																	
部	課	地方支部班	担当業務																																	
総務部	総務室	二	県立大学及び 県立大学短期 大学部の応急 対策の実施																																	
	法務学 事課	二	私立学校等 急対策の実施																																	
政策地 域部	学事振 興課	二	1 県立大学 及び県立大 学短期大 学部の応急 対策の実施 2 私立学校 等応急対策 の実施																																	
文化ス ポーツ 部	[略]	[略]	[略]																																	
修正理由	○ 県の組織変更に伴う修正																																			

頁	現 計 画	修 正 案																
<p>1-3-189</p> <p>1-3-193</p>	<p>第27節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 鉄道施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="272 528 844 667"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策地域部</td> <td>地域振興室</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	政策地域部	地域振興室	[略]	[略]	<p>第27節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 鉄道施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="876 528 1447 667"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策地域部</td> <td>交通政策室</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	政策地域部	交通政策室	[略]	[略]
部	課	地方支部班	担当業務															
政策地域部	地域振興室	[略]	[略]															
部	課	地方支部班	担当業務															
政策地域部	交通政策室	[略]	[略]															
<p>修正理由</p>	<p>○ 所要の修正</p>																	

頁	現 計 画	修 正 案																
1-3-195     1-3-196 1-3-197	<p style="text-align: center;"><b>第28節 ライフライン施設応急対策計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1～3 [略]</p> <p><b>4 電気通信施設</b></p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="272 528 844 667"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策地域部</td> <td>情報政策課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	政策地域部	情報政策課	[略]	[略]	<p style="text-align: center;"><b>第28節 ライフライン施設応急対策計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1～3 [略]</p> <p><b>4 電気通信施設</b></p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="876 528 1447 712"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策地域部</td> <td>科学・情報政策室</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	政策地域部	科学・情報政策室	[略]	[略]
部	課等	地方支部班	担当業務															
政策地域部	情報政策課	[略]	[略]															
部	課等	地方支部班	担当業務															
政策地域部	科学・情報政策室	[略]	[略]															
修正理由	○ 県の組織変更に伴う修正																	



岩手県地域防災計画（地震・津波災害対策編）  
新旧対照表



# 目 次

目 次	1
<b>第 1 章 総則</b>	
第 3 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	2
<b>第 2 章 災害予防計画</b>	
第 3 節 防災訓練計画	4
第 18 節 事業継続対策計画	5
<b>第 3 章 災害応急対策計画</b>	
第 1 節 活動体制計画	6
第 2 節 津波警報・地震情報等の伝達計画	8
第 5 節 広報広聴計画	14
第 14 節 災害救助法の適用計画	15
第 15 節 避難・救出計画	16
第 16 節 医療・保健計画	17
第 20 節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	18
第 22 節 廃棄物処理・障害物除去計画	19
第 29 節 防災ヘリコプター等活動計画	20

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>[略]</p> <p>第29節 防災ヘリコプター活動計画…2-3-66</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>[略]</p> <p>第 29 節 防災ヘリコプター等活動計画…2-3-66</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案												
2-1-2	<p>第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p>	<p>第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p>												
2-1-3	<p>2 指定地方行政機関</p>	<p>2 指定地方行政機関</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]				
機関名	業務の大綱													
[略]	[略]													
機関名	業務の大綱													
[略]	[略]													
2-1-4	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>東北経済産業局</td> <td>(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること (2)(3) [略]</td> </tr> <tr> <td>関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕</td> <td>(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び<u>応急復旧対策</u>に関すること。 (2) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (3) 鉱山における災害応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること (2)(3) [略]	関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び <u>応急復旧対策</u> に関すること。 (2) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (3) 鉱山における災害応急対策に関すること。	[略]	[略]	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>東北経済産業局</td> <td>(1) 工業用水道の応急復旧<u>対策</u>に関すること (2)(3) [略]</td> </tr> <tr> <td>関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕</td> <td>(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策<u>及び</u><u>応急復旧対策</u>に関すること。 (2) <u>電気、都市ガス等の応急復旧対策</u>に関すること。 (3) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急復旧 <u>対策</u> に関すること (2)(3) [略]	関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策 <u>及び</u> <u>応急復旧対策</u> に関すること。 (2) <u>電気、都市ガス等の応急復旧対策</u> に関すること。 (3) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害応急対策に関すること。	[略]	[略]
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること (2)(3) [略]													
関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び <u>応急復旧対策</u> に関すること。 (2) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (3) 鉱山における災害応急対策に関すること。													
[略]	[略]													
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急復旧 <u>対策</u> に関すること (2)(3) [略]													
関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策 <u>及び</u> <u>応急復旧対策</u> に関すること。 (2) <u>電気、都市ガス等の応急復旧対策</u> に関すること。 (3) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害応急対策に関すること。													
[略]	[略]													
2-1-5	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕</td> <td>(1) 気象、地象、水象の観測<u>及び</u>その成果の収集、<u>発表</u>に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)、<u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u>に関すること。 (3)(4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進<u>及び</u>防災知識の普及啓発に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方環境事務所</td> <td>(1)～(4) [略]</td> </tr> </tbody> </table>	仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、水象の観測 <u>及び</u> その成果の収集、 <u>発表</u> に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)、 <u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u> に関すること。 (3)(4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進 <u>及び</u> 防災知識の普及啓発に関すること。	[略]	[略]	東北地方環境事務所	(1)～(4) [略]	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕</td> <td>(1) 気象、地象、<u>地動及び</u>水象の観測<u>並びに</u>その成果の収集<u>及び</u>発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)<u>及び</u>水象の予報<u>及び</u>警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3)(4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進、<u>防災知識の普及啓発</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方環境事務所</td> <td>(1)～(4) [略] (5) <u>愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施</u>に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。) <u>及び</u> 水象の予報 <u>及び</u> 警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3)(4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進、 <u>防災知識の普及啓発</u> に関すること。	[略]	[略]	東北地方環境事務所	(1)～(4) [略] (5) <u>愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施</u> に関すること。
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、水象の観測 <u>及び</u> その成果の収集、 <u>発表</u> に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)、 <u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u> に関すること。 (3)(4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進 <u>及び</u> 防災知識の普及啓発に関すること。													
[略]	[略]													
東北地方環境事務所	(1)～(4) [略]													
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。) <u>及び</u> 水象の予報 <u>及び</u> 警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3)(4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進、 <u>防災知識の普及啓発</u> に関すること。													
[略]	[略]													
東北地方環境事務所	(1)～(4) [略] (5) <u>愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施</u> に関すること。													
	3、4 [略]	3、4 [略]												

2-1-7	5 指定地方公共機関		5 指定地方公共機関	
	機関名	業務の大綱	機関名	業務の大綱
	[略]	[略]	[略]	[略]
2-1-8	(一社)岩手県獣医師会	(1) 災害時における愛玩動物の応急治療及び保護に関すること。	(一社)岩手県獣医師会	(1) 災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・ <u>管理</u> に関すること。
修正理由	<input type="radio"/> 「人とペットの災害対策ガイドライン（環境省）」の改定に伴う修正 <input type="radio"/> 「災害時における動物の救護活動に関する協定書」内容の反映 <input type="radio"/> 所要の修正			

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-5	<p style="text-align: center;"><b>第3節 防災訓練計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項 【本編・第2章・第3節・第2・2 参照】</p> <p>○ 訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるとともに、最大クラスの津波を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うなど、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 防災訓練計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項 【本編・第2章・第3節・第2・2 参照】</p> <p>○ 訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるとともに、<u>最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さ</u>を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うなど、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-41	<p style="text-align: center;"><b>第18節 事業継続対策計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第18節 事業継続対策計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、<u>自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	



頁	現 計 画	修 正 案
2-3-1	<p style="text-align: center;"><b>第1節 活動体制計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 活動体制計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p>
2-3-2	<p>1 災害警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。</p>	<p>1 災害警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                 支部職員                  支部長が指名する職員             </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                 支部職員、現地連絡員                  支部長が指名する職員             </div>
	<p>(3) ~ (5) [略]</p>	<p>(3) ~ (5) [略]</p>
2-3-3	<p>2 災害特別警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>[略]</p>	<p>2 災害特別警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p><u>(1) 設置基準</u></p> <p>[略]</p>
2-3-4	<p>(2) 組織</p> <p>○ 災害特別警戒本部の組織は、次のとおりである。</p>	<p>(2) 組織</p> <p>○ 災害特別警戒本部の組織は、次のとおりである。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                 支部職員                  支部長が指名する職員             </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                 支部職員、現地連絡員                  支部長が指名する職員             </div>
	<p>(3) ~ (5) [略]</p>	<p>(3) ~ (5) [略]</p>
2-3-5	<p>3 災害対策本部</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p>3 災害対策本部</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>

(1) 設置基準		(1) 設置基準					
区分	設置基準 (広域支部及び地方支部は 配備基準)	配備職員の範囲	区分	設置基準 (広域支部及び地方支部は 配備基準)	配備職員の範囲		
(1) 指定職員配備 (1号) 体制	本部	[略]	別表第9に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員	(1) 指定職員配備 (1号) 体制	本部	[略]	別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員
	広域支部及び地方支部	[略]	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第9に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの		広域支部及び地方支部	[略]	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第8に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの
修正理由	<input type="radio"/> 岩手県災害警戒本部要領修正に伴う修正 <input type="radio"/> 所要の修正						

頁	現 計 画	修 正 案																						
2-3-16	<p>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="256 302 841 674"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会盛岡放送局</td> <td rowspan="6">津波警報等の 放送</td> </tr> <tr> <td>(株)IBC岩手放送</td> </tr> <tr> <td>(株)テレビ岩手</td> </tr> <tr> <td>(株)めんこいテレビ</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手朝日テレビ</td> </tr> <tr> <td>(株)エフエム岩手</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	[略]	[略]	日本放送協会盛岡放送局	津波警報等の 放送	(株)IBC岩手放送	(株)テレビ岩手	(株)めんこいテレビ	(株)岩手朝日テレビ	(株)エフエム岩手	<p>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="866 302 1450 674"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会盛岡放送局</td> <td rowspan="6">津波警報等 の放送</td> </tr> <tr> <td>(株)IBC岩手放送</td> </tr> <tr> <td>(株)テレビ岩手</td> </tr> <tr> <td>(株)めんこいテレビ</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手朝日テレビ</td> </tr> <tr> <td>(株)エフエム岩手</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	[略]	[略]	日本放送協会盛岡放送局	津波警報等 の放送	(株)IBC岩手放送	(株)テレビ岩手	(株)めんこいテレビ	(株)岩手朝日テレビ	(株)エフエム岩手
実施機関	活動の内容																							
[略]	[略]																							
日本放送協会盛岡放送局	津波警報等の 放送																							
(株)IBC岩手放送																								
(株)テレビ岩手																								
(株)めんこいテレビ																								
(株)岩手朝日テレビ																								
(株)エフエム岩手																								
実施機関	活動の内容																							
[略]	[略]																							
日本放送協会盛岡放送局	津波警報等 の放送																							
(株)IBC岩手放送																								
(株)テレビ岩手																								
(株)めんこいテレビ																								
(株)岩手朝日テレビ																								
(株)エフエム岩手																								
2-3-17	<p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) [略]</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) [略]</p>																						
2-3-18	<p>(2) 津波警報等の種類</p> <p>ア 津波警報等の種類と内容</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p>(2) 津波警報等の種類</p> <p>ア 津波警報等の種類と内容</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>																						
2-3-19	<p>(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表)</p>	<p>(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表) →地震津波編別紙1のとおり修正</p>																						
2-3-20	<p>イ 津波情報の種類と内容</p> <p>(津波情報の種類と発表内容の表)</p>	<p>イ 津波情報の種類と内容</p> <p>(津波情報の種類と発表内容の表)</p> <p>→地震津波編別紙2のとおり修正</p>																						
2-3-22	<p>(3) [略]</p> <p>(4) 伝達系統</p> <p>○ [略]</p> <p>(伝達系統の表)</p>	<p>(3) [略]</p> <p>(4) 伝達系統</p> <p>○ [略]</p> <p>(伝達系統の表)</p> <p>→地震津波編別紙3のとおり修正</p>																						
修正理由	○ 所要の修正																							

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等（現計画の表）

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	表記なし	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等（修正後の表）

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

津波情報の種類と発表内容（現計画の表）

	情報の種類	発表内容	留意事項
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</li> <li>津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。</li> </ul>
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。</li> </ul>
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。</li> <li>場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。</li> </ul>
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。</li> <li>津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。</li> </ul>
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	

津波情報の種類と発表内容（修正後の表）

情報の種類	発表内容	留意事項
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</li> <li>・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。</li> </ul>
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。</li> </ul>
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。</li> <li>・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。</li> </ul>
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。</li> <li>・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。</li> </ul>
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	

## 伝達系統の表（現行計画）

種類	発表機関	伝達系統
津波警報等	気象庁	津波警報等伝達系統図（資料編 3-2-5）のとおり。
<u>地震及び津波に関する情報</u>	<u>気象庁</u>	地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編 3-2-6）のとおり。

## 伝達系統の表（修正後）

種類	発表機関	伝達系統
大津波警報・津波警報 津波注意報	気象庁	津波警報等伝達系統図（資料編 3-2-5）のとおり。
<u>津波に関する情報</u>	<u>気象庁</u>	地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編 3-2-6）のとおり。
<u>地震に関する情報</u>	<u>気象庁本庁等</u>	地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編 3-2-6）のとおり。



頁	現 計 画	修 正 案												
2-3-30	<p style="text-align: center;"><b>第5節 広報広聴計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="256 300 839 577"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(株) 岩手日報社 [略] (株) 日刊工業新聞社 盛岡総局</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	(株) 岩手日報社 [略] (株) 日刊工業新聞社 盛岡総局	[略]	<p style="text-align: center;"><b>第5節 広報広聴計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="865 300 1452 577"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(株) 岩手日報社 [略] (株) 日刊工業新聞社 東北・北海道総局</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	(株) 岩手日報社 [略] (株) 日刊工業新聞社 東北・北海道総局	[略]
実施機関	広報広聴活動の内容													
[略]	[略]													
(株) 岩手日報社 [略] (株) 日刊工業新聞社 盛岡総局	[略]													
実施機関	広報広聴活動の内容													
[略]	[略]													
(株) 岩手日報社 [略] (株) 日刊工業新聞社 東北・北海道総局	[略]													
修正理由	○ 所要の修正													

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-46	<p style="text-align: center;"><b>第14節 災害救助法の適用計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1、2 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第14節 災害救助法の適用計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 <u>県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-48	<p style="text-align: center;">第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） 1～3 [略]</p> <p>4 避難所の設置、運営</p> <p>第3 実施要領 1～3 [略]</p> <p>4 避難場所の開設 5 避難所の設置、運営</p>	<p style="text-align: center;">第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） 1～3 [略]</p> <p>4 <u>指定</u>避難所の設置、運営</p> <p>第3 実施要領 1～3 [略]</p> <p>4 避難場所の開放 5 <u>指定</u>避難所の設置、運営</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-50	<p style="text-align: center;"><b>第16節 医療・保健計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関その他の防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p>2～6 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第16節 医療・保健計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関その他の防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p><u>県は、岩手DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。</u></p> <p>2～6 [略]</p> <p><u>7 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援要請を行う。</u></p> <p><u>8 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。</u></p> <p><u>9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																										
2-3-55	<p><b>第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="258 394 834 533"> <tr> <td>実施機関</td> <td>担当業務</td> </tr> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="264 801 841 1659"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県土整備部</td> <td>都市計画課</td> <td rowspan="2">土木班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>建築住宅課</td> <td>                     1 応急仮設住宅の設計、施工、整理                      2 公営住宅の入居あっせん                      3 建築物の応急危険度判定                 </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	市町村本部長	[略]	県本部長	[略]	部	課等	地方支 部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備部	都市計画課	土木班	[略]	建築住宅課	1 応急仮設住宅の設計、施工、整理 2 公営住宅の入居あっせん 3 建築物の応急危険度判定	<p><b>第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="868 394 1444 714"> <tr> <td>実施機関</td> <td>担当業務</td> </tr> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>救助実施市</td> <td> <u>応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供</u> </td> </tr> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="874 801 1450 1659"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県土整備部</td> <td>都市計画課</td> <td rowspan="2">土木班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>建築住宅課</td> <td>                     1 応急仮設住宅の設計、施工、整理                      2 公営住宅の入居あっせん                      3 <u>活用可能な民間住宅の情報提供</u>                      4 建築物の応急危険度判定                 </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	市町村本部長	[略]	県本部長	[略]	救助実施市	<u>応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供</u>	部	課等	地方支 部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備部	都市計画課	土木班	[略]	建築住宅課	1 応急仮設住宅の設計、施工、整理 2 公営住宅の入居あっせん 3 <u>活用可能な民間住宅の情報提供</u> 4 建築物の応急危険度判定
実施機関	担当業務																																											
市町村本部長	[略]																																											
県本部長	[略]																																											
部	課等	地方支 部班	担当業務																																									
[略]	[略]	[略]	[略]																																									
県土整備部	都市計画課	土木班	[略]																																									
	建築住宅課		1 応急仮設住宅の設計、施工、整理 2 公営住宅の入居あっせん 3 建築物の応急危険度判定																																									
実施機関	担当業務																																											
市町村本部長	[略]																																											
県本部長	[略]																																											
救助実施市	<u>応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供</u>																																											
部	課等	地方支 部班	担当業務																																									
[略]	[略]	[略]	[略]																																									
県土整備部	都市計画課	土木班	[略]																																									
	建築住宅課		1 応急仮設住宅の設計、施工、整理 2 公営住宅の入居あっせん 3 <u>活用可能な民間住宅の情報提供</u> 4 建築物の応急危険度判定																																									
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																																											

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-59	<p>第22節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 障害物除去</p> <p>【本編・第3章・第22節・第3・3 参照】</p> <p>4 災害救助法を適用した場合の障害物除去</p> <p>【本編・第3章・第22節・第3・4 参照】</p>	<p>第22節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 障害物除去</p> <p>【本編・第3章・第22節・第3・3 参照】</p> <p>4 災害救助法を適用した場合の障害物除去</p> <p>【本編・第3章・第22節・第3・4 参照】</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-66	第29節 防災ヘリコプター活動計画	第29節 防災ヘリコプター等活動計画
修正理由	○ 所要の修正	

岩手県地域防災計画（火山災害対策編）  
新旧対照表





## 目 次

### 第1章 総則

- 第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱…………… 1
- 第7節 県土の概況…………… 3

### 第2章 災害予防計画

- 第5節 気象業務整備計画…………… 5
- 第20節 事業継続対策計画…………… 13

### 第3章 災害応急対策計画

- 第1節 活動体制計画…………… 14
- 第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画…………… 16
- 第7節 広報広聴計画…………… 24
- 第17節 災害救助法の適用計画…………… 25
- 第18節 避難・救出計画…………… 26
- 第19節 医療・保健計画…………… 29
- 第23節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画…………… 30
- 第26節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画…………… 31

頁	現 計 画	修 正 案																				
3-1-2	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p>	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p>																				
3-1-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 439 399 483">機関名</th> <th data-bbox="399 439 839 483">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 483 399 528">[略]</td> <td data-bbox="399 483 839 528">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 528 399 663">東北経済産業局</td> <td data-bbox="399 528 839 663">(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること (2) (3) [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 663 399 1066">関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕</td> <td data-bbox="399 663 839 1066">(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び<u>応急復旧対策</u>に関すること。 (2) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (3) 鉱山における災害応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1066 399 1111">[略]</td> <td data-bbox="399 1066 839 1111">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること (2) (3) [略]	関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び <u>応急復旧対策</u> に関すること。 (2) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (3) 鉱山における災害応急対策に関すること。	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="865 439 1007 483">機関名</th> <th data-bbox="1007 439 1447 483">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="865 483 1007 528">[略]</td> <td data-bbox="1007 483 1447 528">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 528 1007 663">東北経済産業局</td> <td data-bbox="1007 528 1447 663">(1) 工業用水道の<u>応急復旧対策</u>に関すること (2) (3) [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 663 1007 1066">関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕</td> <td data-bbox="1007 663 1447 1066">(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策<u>及び</u><u>応急復旧対策</u>に関すること。 (2) <u>電気、都市ガス等の応急復旧対策</u>に関すること。 (3) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 1066 1007 1111">[略]</td> <td data-bbox="1007 1066 1447 1111">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北経済産業局	(1) 工業用水道の <u>応急復旧対策</u> に関すること (2) (3) [略]	関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策 <u>及び</u> <u>応急復旧対策</u> に関すること。 (2) <u>電気、都市ガス等の応急復旧対策</u> に関すること。 (3) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害応急対策に関すること。	[略]	[略]
機関名	業務の大綱																					
[略]	[略]																					
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること (2) (3) [略]																					
関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び <u>応急復旧対策</u> に関すること。 (2) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (3) 鉱山における災害応急対策に関すること。																					
[略]	[略]																					
機関名	業務の大綱																					
[略]	[略]																					
東北経済産業局	(1) 工業用水道の <u>応急復旧対策</u> に関すること (2) (3) [略]																					
関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策 <u>及び</u> <u>応急復旧対策</u> に関すること。 (2) <u>電気、都市ガス等の応急復旧対策</u> に関すること。 (3) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害応急対策に関すること。																					
[略]	[略]																					
3-1-4	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 1075 399 1702">仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕</td> <td data-bbox="399 1075 839 1702">(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、<u>発表</u>に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、<u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u>に関すること。 (3) (4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進及<u>び</u><u>防災知識の普及啓発</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1702 399 1747">[略]</td> <td data-bbox="399 1702 839 1747">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1747 399 1971">東北地方環境事務所</td> <td data-bbox="399 1747 839 1971">(1)～(4) [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1971 399 2022">[略]</td> <td data-bbox="399 1971 839 2022">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3、4 [略]</p>	仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、 <u>発表</u> に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、 <u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u> に関すること。 (3) (4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進及 <u>び</u> <u>防災知識の普及啓発</u> に関すること。	[略]	[略]	東北地方環境事務所	(1)～(4) [略]	[略]	[略]	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="865 1075 1007 1702">仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕</td> <td data-bbox="1007 1075 1447 1702">(1) 気象、地象、<u>地動及び</u>水象の観測<u>並びに</u>その成果の収集<u>及び</u>発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）<u>及び</u>水象の予報<u>及び</u>警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) (4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進、<u>防</u><u>災</u><u>知</u><u>識</u>の普及啓発に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 1702 1007 1747">[略]</td> <td data-bbox="1007 1702 1447 1747">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 1747 1007 1971">東北地方環境事務所</td> <td data-bbox="1007 1747 1447 1971">(1)～(4) [略] (5) <u>愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 1971 1007 2022">[略]</td> <td data-bbox="1007 1971 1447 2022">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3、4 [略]</p>	仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>及び</u> 水象の予報 <u>及び</u> 警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) (4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進、 <u>防</u> <u>災</u> <u>知</u> <u>識</u> の普及啓発に関すること。	[略]	[略]	東北地方環境事務所	(1)～(4) [略] (5) <u>愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施</u> に関すること。	[略]	[略]				
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、 <u>発表</u> に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、 <u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u> に関すること。 (3) (4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進及 <u>び</u> <u>防災知識の普及啓発</u> に関すること。																					
[略]	[略]																					
東北地方環境事務所	(1)～(4) [略]																					
[略]	[略]																					
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>及び</u> 水象の予報 <u>及び</u> 警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) (4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進、 <u>防</u> <u>災</u> <u>知</u> <u>識</u> の普及啓発に関すること。																					
[略]	[略]																					
東北地方環境事務所	(1)～(4) [略] (5) <u>愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施</u> に関すること。																					
[略]	[略]																					

3-1-6	5 指定地方公共機関		5 指定地方公共機関	
	機関名	業務の大綱	機関名	業務の大綱
	[略]	[略]	[略]	[略]
3-1-7	(一社)岩手県獣医師会	(1) 災害時における愛玩動物の応急治療及び保護に関すること。	(一社)岩手県獣医師会	(1) 災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・ <u>管理</u> に関すること。
修正理由	<input type="radio"/> 「人とペットの災害対策ガイドライン（環境省）」の改定に伴う修正 <input type="radio"/> 「災害時における動物の救護活動に関する協定書」内容の反映 <input type="radio"/> 所要の修正			

頁	現 計 画	修 正 案																		
3-1-9	<p><b>第7節 県土の概況</b></p> <p>1、2 [略]</p> <p><b>3 地勢、地質</b></p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p><b>第7節 県土の概況</b></p> <p>1、2 [略]</p> <p><b>3 地勢、地質</b></p> <p>(1)～(3) [略]</p>																		
3-1-10	<p>(4) 火山</p> <p><b>ア 県内の活火山</b></p> <p>○ [略]</p> <table border="1"> <tr> <td>火山名</td> <td>火山周 辺市町 村</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>栗駒山</td> <td>一関市、 奥州市</td> </tr> </table>	火山名	火山周 辺市町 村	[略]	[略]	栗駒山	一関市、 奥州市	<p>(4) 火山</p> <p><b>ア 県内の活火山</b></p> <p>○ [略]</p> <table border="1"> <tr> <td>火山名</td> <td>火山周辺市町村</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>栗駒山</td> <td>一関市</td> </tr> </table>	火山名	火山周辺市町村	[略]	[略]	栗駒山	一関市						
火山名	火山周 辺市町 村																			
[略]	[略]																			
栗駒山	一関市、 奥州市																			
火山名	火山周辺市町村																			
[略]	[略]																			
栗駒山	一関市																			
3-1-11	<p><b>イ [略]</b></p> <p><b>ウ 予測される火山災害</b></p> <p>○ 岩手山の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりである。</p> <p>① [略]</p> <p>②火山噴火の現象</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>[略]</td> <td>噴石</td> </tr> <tr> <td>西 岩 手</td> <td>[略]</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東 岩 手</td> <td>[略]</td> <td>○</td> </tr> </table>	区 分	[略]	噴石	西 岩 手	[略]	○	東 岩 手	[略]	○	<p><b>イ [略]</b></p> <p><b>ウ 予測される火山災害</b></p> <p>○ 岩手山の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりである。</p> <p>① [略]</p> <p>②火山噴火の現象</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>[略]</td> <td>大きな 噴石</td> </tr> <tr> <td>西 岩 手</td> <td>[略]</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東 岩 手</td> <td>[略]</td> <td>○</td> </tr> </table>	区 分	[略]	大きな 噴石	西 岩 手	[略]	○	東 岩 手	[略]	○
区 分	[略]	噴石																		
西 岩 手	[略]	○																		
東 岩 手	[略]	○																		
区 分	[略]	大きな 噴石																		
西 岩 手	[略]	○																		
東 岩 手	[略]	○																		
3-1-12	<p>○ [略]</p>	<p>○ [略]</p> <p>○ 栗駒山の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりである。</p> <p><u>(資料編1-6-10 栗駒山火山ハザードマップ(平成30年作成)による)</u></p> <p>①噴火規模・態様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>態様</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水蒸気噴火</td> <td>約4千年前の噴火の最大規模を参考に同程度(火山灰の噴出量230万m<sup>3</sup>)</td> </tr> <tr> <td>マグマ噴火 (マグマ水蒸気噴火を含む)</td> <td>過去約1万年間の噴火の最大規模を参考に同程度(マグマ噴出量500万m<sup>3</sup>)</td> </tr> </tbody> </table>	態様	規模	水蒸気噴火	約4千年前の噴火の最大規模を参考に同程度(火山灰の噴出量230万m <sup>3</sup> )	マグマ噴火 (マグマ水蒸気噴火を含む)	過去約1万年間の噴火の最大規模を参考に同程度(マグマ噴出量500万m <sup>3</sup> )												
態様	規模																			
水蒸気噴火	約4千年前の噴火の最大規模を参考に同程度(火山灰の噴出量230万m <sup>3</sup> )																			
マグマ噴火 (マグマ水蒸気噴火を含む)	過去約1万年間の噴火の最大規模を参考に同程度(マグマ噴出量500万m <sup>3</sup> )																			

②火山噴火の現象

態様	噴火火砕物 (火山灰)	噴石	溶岩流・溶岩ドーム	火砕流	火砕サージ	土石流	火山泥流	火口噴出型泥流	火山ガス	強酸性水の流下	巨大地すべり・山体崩壊
水蒸気噴火	○	○	＝	○	○	○	＝	○	○	○	○
マグマ噴火	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注1)～(注4) [略]

(注1)～(注4) [略]

(注5) 火口噴出型泥流とは、火口から噴火とほぼ同時に泥水が噴き出し、流下する現象である。

(注6) 地すべりとは土塊又は岩塊が斜面上を下方へ徐々に移動する現象である。

(注7) 山体崩壊とは、火山体の一部が水蒸気爆発やマグマ貫入によって不安定となって、大規模に崩壊する現象である。

修正理由

○ 栗駒山火山避難計画策定に伴う修正

頁	現 計 画	修 正 案																																																			
3-2-9	<p>第5節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 火山観測施設</p> <p>[略]</p>	<p>第5節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 火山観測施設</p> <p>[略]</p>																																																			
3-2-10	<p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>GNSS 連続観測システム</td> <td>電子基準点34 地殻変動観測施設4 験潮場GPS観測局1</td> <td>39 国土交通省 国土地理院</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">岩手山遠望観測施設</td> <td>カメラ17</td> <td>14 国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>カメラ1</td> <td>1 岩手大学</td> </tr> <tr> <td>カメラ1</td> <td>1 雫石町</td> </tr> <tr> <td>土石流監視システム</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	施設等名	箇所数	設置機関	[略]	[略]	[略]	GNSS 連続観測システム	電子基準点34 地殻変動観測施設4 験潮場GPS観測局1	39 国土交通省 国土地理院	[略]	[略]	[略]	岩手山遠望観測施設	カメラ17	14 国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所	カメラ1	1 岩手大学	カメラ1	1 雫石町	土石流監視システム	[略]	[略]	<p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>GNSS 連続観測システム</td> <td>電子基準点34 地殻変動観測施設4 験潮場GNSS観測局1</td> <td>39 国土交通省 国土地理院</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">岩手山遠望観測施設</td> <td>カメラ17</td> <td>14 国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>カメラ1</td> <td>1 岩手大学</td> </tr> <tr> <td>カメラ1</td> <td>1 雫石町</td> </tr> <tr> <td>土石流監視システム</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">栗駒山火山観測点</td> <td>GNSS</td> <td>2 国土交通省 国土地理院</td> </tr> <tr> <td>GNSS</td> <td>2 東北大学</td> </tr> <tr> <td>地震計</td> <td>2 防災科学技術研究所</td> </tr> </tbody> </table>	施設等名	箇所数	設置機関	[略]	[略]	[略]	GNSS 連続観測システム	電子基準点34 地殻変動観測施設4 験潮場GNSS観測局1	39 国土交通省 国土地理院	[略]	[略]	[略]	岩手山遠望観測施設	カメラ17	14 国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所	カメラ1	1 岩手大学	カメラ1	1 雫石町	土石流監視システム	[略]	[略]	栗駒山火山観測点	GNSS	2 国土交通省 国土地理院	GNSS	2 東北大学	地震計	2 防災科学技術研究所
施設等名	箇所数	設置機関																																																			
[略]	[略]	[略]																																																			
GNSS 連続観測システム	電子基準点34 地殻変動観測施設4 験潮場GPS観測局1	39 国土交通省 国土地理院																																																			
[略]	[略]	[略]																																																			
岩手山遠望観測施設	カメラ17	14 国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所																																																			
	カメラ1	1 岩手大学																																																			
	カメラ1	1 雫石町																																																			
土石流監視システム	[略]	[略]																																																			
施設等名	箇所数	設置機関																																																			
[略]	[略]	[略]																																																			
GNSS 連続観測システム	電子基準点34 地殻変動観測施設4 験潮場GNSS観測局1	39 国土交通省 国土地理院																																																			
[略]	[略]	[略]																																																			
岩手山遠望観測施設	カメラ17	14 国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所																																																			
	カメラ1	1 岩手大学																																																			
	カメラ1	1 雫石町																																																			
土石流監視システム	[略]	[略]																																																			
栗駒山火山観測点	GNSS	2 国土交通省 国土地理院																																																			
	GNSS	2 東北大学																																																			
	地震計	2 防災科学技術研究所																																																			
3-2-11	<p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>																																																			

3-2-12

○ 仙台管区气象台（盛岡地方气象台）は、岩手山及び秋田駒ヶ岳についての火山活動の状況と防災対応の必要性を示すため、噴火警戒レベルの運用を行う。

①火山に関する予報・警報・情報の種類と内容  
火山編別紙1のとおり

②噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	[略]	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合
		レベル4 (避難準備)	[略]
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	[略]	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合
		レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合

○ 仙台管区气象台（盛岡地方气象台）は、岩手山、秋田駒ヶ岳及び栗駒山についての火山活動の状況と防災対応の必要性を示すため、噴火警戒レベルの運用を行う。

①火山に関する予報・警報・情報の種類と内容  
火山編別紙1のとおり

②噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	[略]	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が <u>発生、あるいは切迫</u> している状態と予想される場合
		レベル4 (避難準備)	[略]
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	[略]	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす <u>(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)</u> 噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
		レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす <u>(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)</u> 噴火が発生、あるいは発生すると



3-2-13							予想される 場合
	噴火予報	[略]	レベル1 (活火山 であるこ とに留意)	<u>予想される 火山現象の 状況が静穏 である場合、 その他火口 周辺等にお いても影響 を及ぼすお それがない 場合</u>	噴火予報	[略]	レベル1 (活火山 であるこ とに留意)

③噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	キーワード	発表基準
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	居住地域 嚴重警戒	居住地域に 重大な被害 を及ぼす噴 火が発生す る可能性が 高まってき ていると予 想される場 合
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	入山危険	居住地域の 近くまで重 大な影響を 及ぼす噴火 が発生する と予想され る場合
		火口周辺 危険	火口周辺に 影響を及ぼ す噴火が発 生すると予

③噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	キーワード	発表基準
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	居住地域 嚴重警戒	居住地域に 重大な被害 を及ぼす噴 火が発生、 <u>あ るいは発生 する可能性 が高まって きていると 予想される 場合</u>
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	入山危険	居住地域の 近くまで重 大な影響を 及ぼす( <u>この 範囲に入っ た場合には 生命に危険 が及ぶ</u> )噴火 が発生、 <u>あ るいは発生 すると予想 される場合</u>
		火口周辺 危険	火口周辺に 影響を及ぼ す( <u>この範囲 に入った場</u>

				想される場合				合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
	噴火予報	[略]	活火山であることに留意	予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	噴火予報	[略]	活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)場合
3-2-14	④岩手山の噴火警戒レベル(概要版) [略] 〔岩手山噴火警戒レベル(詳細版) 資料編2-4-3〕 〔岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域等の範囲 資料編2-4-4〕				④岩手山の噴火警戒レベル(概要版) [略] 〔岩手山噴火警戒レベル(詳細版) 資料編2-4-3〕 〔岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域等の範囲 資料編2-4-4〕 〔岩手山の噴火警戒レベル判定基準 資料編2-4-5〕			
3-2-15	⑤秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル(概要版) [略] 〔秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲 資料編2-4-5〕 〔秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル毎の防災対応 資料編2-4-6〕				⑤秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル(概要版) [略] 〔秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲 資料編2-4-6〕 〔秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル毎の防災対応 資料編2-4-7〕 〔秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル判定基準 資料編2-4-8〕			
					⑥栗駒山の噴火警戒レベル(概要版) 平成31年3月栗駒山火山防災協議会火山編別紙2のとおり 〔栗駒山噴火警戒レベルにおける避難・規制対象範囲 資料編2-4-9〕 〔栗駒山の噴火警戒レベル判定基準 資料編2-4-10〕			
修正理由	○ 栗駒山火山避難計画策定に伴う修正 ○ 所要の修正							

火山編別紙 1

火山に関する予報・警報・情報の種類と内容（現計画）

種 類	内 容
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	<p>噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。</p> <p>・噴火警報（居住地域）又は噴火警報は、火山現象特別警報に位置づけられる。</p>
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	
噴火予報	<p>噴火警報を解除する場合、又は火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。</p>
降灰予報(定時)	<p>噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合において、噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して、18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲について定期的に発表。</p>
降灰予報(速報)	<p>予想される降灰量分布（市町村単位）、小さな噴石の落下範囲等について、噴火後速やかに（5～10分程度）発表。</p>
降灰予報(詳細)	<p>予想される降灰範囲や降灰量（市町村単位）、降灰開始時間について、噴火後（20分から30分程度）に発表。</p>
火山現象に関する情報等	<p>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表。</p> <p>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時的発表であることを明示して発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火山の状況に関する解説情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。</li> </ul> </li> <li>・火山活動解説資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。</li> </ul> </li> <li>・週間火山概況 <ul style="list-style-type: none"> <li>過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表</li> </ul> </li> <li>・月間火山概況 <ul style="list-style-type: none"> <li>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。</li> </ul> </li> <li>・噴火に関する火山観測報 <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表。</li> </ul> </li> </ul>
噴火速報	<p>常時観測火山において、初めて噴火した場合、また、継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に発表。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表。</p>

火山に関する予報・警報・情報の種類と内容（修正案）

種 類	内 容
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、 <u>警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。</u>
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	・噴火警報（居住地域）又は噴火警報は、 <u>警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</u>
噴火予報	<u>予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口の周辺においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表。</u>
降灰予報（定時）	噴火警報発表中の火山で、噴火により <u>人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に定期的（3時間ごと）に発表。18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</u>
降灰予報（速報）	<u>噴火が発生した火山に対して、事前計算した降灰予測結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。</u>
降灰予報（詳細）	<u>噴火が発生した火山に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。</u>
火山ガス予報	<u>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。</u>
火山現象に関する情報等	<p>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火山の状況に関する解説情報</li> </ul> <p>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示して発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火山活動解説資料</li> </ul> <p>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月間火山概況</li> </ul> <p>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火に関する火山観測報</li> </ul> <p><u>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表。</u></p>
噴火速報	<p><u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表。</u></p> <p><u>なお、以下のような場合には発表しない。</u></p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した<u>場合</u></li> <li>・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</li> </ul>
--	--

備考1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に、降灰予報（速報）又は降灰予報（詳細）を発表

備考2 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるために予測された降灰が「少量」のみであっても、必要に応じて、降灰予報（速報）又は降灰予報（詳細）を発表

備考3 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表

火山編別紙 2

栗駒山噴火警戒レベル (概要版)

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等。	融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。  【過去事例】 有史以降事例なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される (可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。  要配慮者の避難等が必要。	融雪型火山泥流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。  【過去事例】 有史以降事例なし
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。  状況に応じて要配慮者の避難準備等が必要。特定地域の避難等が必要。  住民は通常的生活。	火口から概ね 4 km 以内に大きな噴石の飛散する噴火の発生またはその可能性。 火口から居住地域近くまで火砕流・火砕サージ・融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。  【過去事例】 有史以降事例なし
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。  住民は通常的生活。	火口から概ね 800m 以内に大きな噴石の飛散、火口周辺に火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生またはその可能性。  【過去事例】 1744年の噴火、1944年の噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。

※特定地域とは、居住地域よりも栗駒山の想定火口に近いところに位置する温泉等の施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になる場合がある。(須川温泉周辺地域、イワカガミ平)

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※レベル3以上の火砕流・火砕サージの影響範囲は、到達範囲の推移など火山活動の状況をみながら判断する。

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-43	<p style="text-align: center;"><b>第20節 事業継続対策計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第20節 事業継続対策計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、<u>自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案												
3-3-1	<p align="center"><b>第1節 活動体制計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制 [略]</p> <p>1 災害特別警戒本部 ○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="256 483 826 712"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	設置基準	設置の対象	岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]	<p align="center"><b>第1節 活動体制計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制 [略]</p> <p>1 災害特別警戒本部 ○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="858 483 1449 712"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	設置基準	設置の対象	岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]				
設置基準	設置の対象													
岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]													
設置基準	設置の対象													
岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]													
3-3-2	<p>八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合</p> <p>[略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 災害特別警戒本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="256 1025 826 1122"> <tr> <td>支部職員 支部長が指名する職員</td> </tr> </table>	支部職員 支部長が指名する職員	<p>八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合</p> <p>[略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 災害特別警戒本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="858 1025 1449 1122"> <tr> <td>支部職員、現地連絡員 支部長が指名する職員</td> </tr> </table>	支部職員、現地連絡員 支部長が指名する職員										
支部職員 支部長が指名する職員														
支部職員、現地連絡員 支部長が指名する職員														
3-3-3	<p>2 災害対策本部 ○ [略] ○ [略]</p>	<p>2 災害対策本部 ○ [略] ○ [略]</p>												
3-3-4	<p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="256 1346 826 2107"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)</th> <th>配備職員の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 指定職員配備(1号)体制</td> <td> <p>ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表され</p> </td> <td>別表第9に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)	配備職員の範囲	(1) 指定職員配備(1号)体制	<p>ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表され</p>	別表第9に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員	<p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="858 1346 1449 2107"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)</th> <th>配備職員の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 指定職員配備(1号)体制</td> <td> <p>ア 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表され</p> </td> <td>別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)	配備職員の範囲	(1) 指定職員配備(1号)体制	<p>ア 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表され</p>	別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員
区分	設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)	配備職員の範囲												
(1) 指定職員配備(1号)体制	<p>ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表され</p>	別表第9に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員												
区分	設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)	配備職員の範囲												
(1) 指定職員配備(1号)体制	<p>ア 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表され</p>	別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員												



		た場合			た場合	
	広域支部及び地方支部	<p>ア 所管区域内の火山(岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>イ 所管区域内の火山(八幡平又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表された場合</p>	<p>配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものの並びに地方支部の別表第9に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものの</p>		<p>ア 所管区域内の火山(岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>イ 所管区域内の火山(八幡平又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表された場合</p>	<p>配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものの並びに地方支部の別表第8に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものの</p>
	(2) 主査以上配備(2号) 体制	<p>ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</p> <p>イ [略]</p>	[略]		<p>ア 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</p> <p>イ [略]</p>	[略]
	広域支部及び地方支部	<p>ア 所管区域内の火山(岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</p> <p>イ [略]</p>	[略]		<p>ア 所管区域内の火山(岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</p> <p>イ [略]</p>	[略]
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岩手県災害警戒本部要領修正に伴う修正</li> <li>○ 栗駒山火山避難計画策定に伴う修正</li> <li>○ 所要の修正</li> </ul>					

頁	現 計 画	修 正 案																																
3-3-13	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1、第2 [略]</p>	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1、第2 [略]</p>																																
3-3-14	<p>第3 実施要領</p> <p>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>[略]</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <p>火山編別紙1のとおり</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>[略]</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <p>火山編別紙1のとおり</p>																																
3-3-15	<p>ア 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(居住地域)又は噴火警報</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす噴火が発</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル4 (避難準備)	[略]	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発	<p>ア 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(居住地域)又は噴火警報</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が<u>発生、あるいは切迫</u>している状態と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(<u>この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ</u>)噴火が発生、<u>あるいは発生</u>すると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(<u>この範囲</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が <u>発生、あるいは切迫</u> している状態と予想される場合	レベル4 (避難準備)	[略]	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす( <u>この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ</u> )噴火が発生、 <u>あるいは発生</u> すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす( <u>この範囲</u>
名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準																															
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合																															
		レベル4 (避難準備)	[略]																															
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合																															
		レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発																															
名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準																															
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が <u>発生、あるいは切迫</u> している状態と予想される場合																															
		レベル4 (避難準備)	[略]																															
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす( <u>この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ</u> )噴火が発生、 <u>あるいは発生</u> すると予想される場合																															
		レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす( <u>この範囲</u>																															

				生すると予想される場合				に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	
	噴火予報	[略]	レベル1 (活火山であることに留意)	予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合		噴火予報	[略]	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)場合
	イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報				イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報				
	名称	対象範囲	キーワード	発表基準	名称	対象範囲	キーワード	発表基準	
3-3-16	噴火警報(居住地)又は噴火警報	[略]	居住地 嚴重警戒	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきたと予想される場合	噴火警報(居住地)又は噴火警報	[略]	居住地 嚴重警戒	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生する可能性が高まってきたと予想される場合	
	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	入山危険	居住地の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	入山危険	居住地の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生す	

			火口周辺 危険	火口周辺に 影響を及ぼ す噴火が発 生すると予 想される場 合			ると予想さ れる場合
			火口周辺 危険	火口周辺に 影響を及ぼ す噴火が発 生すると予 想される場 合			火口周辺に 影響を及ぼ す(この範囲 に入った場 合には生命 に危険が及 ぶ)噴火が発 生、あるいは 発生すると 予想される 場合
噴火予 報	[略]	活火山で あること に留意	予想される 火山現象の 状況が静穏 である場合、 その他火口 周辺等にお いても影響 を及ぼすお それがない 場合	噴火予 報	[略]	活火山で あること に留意	火山活動は 静穏。 火山活動の 状態によっ て、火口内 で火山灰の 噴出等が見 られる(この 範囲に入っ た場合には 生命に危険 が及ぶ)場 合

2 気象予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

[略]

(気象業務法に基づくもの)

ア 情報の種類

種類		内容
気象	気象情報	[略]
に 関 する 情 報	記録的 短時間 大雨情 報	県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。

2 気象予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

[略]

(気象業務法に基づくもの)

ア 情報の種類

種類		内容
気象	気象情報	[略]
に 関 する 情 報	記録的 短時間 大雨情 報	県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。 <u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っ</u>

					ている状況であり、実際に災害発生 <u>の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。</u>
	土砂災害警戒情報	大雨警報又は大雨特別警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、 <u>県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</u>		土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、 <u>県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</u>
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、 <u>1時間を有効期間として県単位で発表する。</u>		竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、 <u>内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u>

3-3-18

イ 注意報の種類と発表基準

種類	発表基準
気象注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、<u>次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ <u>雪を伴い、平均風速が10m/s 以上と予想される場合</u></p>

イ 注意報の種類と発表基準

種類	発表基準
気象注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、<u>区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合</u></p> <p><u>〔気象警報発表基準等資料編3-2-2〕</u></p>

	<p>強風注意報</p> <p>強風により災害が発生するおそれがあると予想され、<u>次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ <u>平均風速が10m/s以上と予想される場合</u></p>	<p>強風注意報</p> <p>強風により災害が発生するおそれがあると予想され、<u>区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合</u></p> <p>[<u>気象警報発表基準等資料編3-2-2</u>]</p>				
3-3-19	<p>ウ 警報の種類と発表基準</p> <p>[略]</p>	<p>ウ 警報の種類と発表基準</p> <p>[略]</p>				
3-3-20	<p>備考1～備考5 [略]</p>	<p>備考1～備考5 [略]</p> <p>備考6 <u>5日先までの警報級の現象の可能性が</u>  <u>[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（内陸、沿岸北部、沿岸南部）で発表される。</u></p> <p>備考7 <u>警報の危険度分布等の概要は次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="890 981 1453 2101"> <thead> <tr> <th data-bbox="890 981 1134 1025">種 類</th> <th data-bbox="1134 981 1453 1025">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="890 1025 1134 2101"> <u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u> </td> <td data-bbox="1134 1025 1453 2101"> <p><u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</u></p> <p><u>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新している。</u></p> <p><u>大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害によって命が脅かされる危険性が認められる土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」）に「警戒」（赤色）が出現した場合は、当該領域に「避難準備・高齢者避難開始」、さらに、<u>土砂災害警戒情報等が発表され、「土砂災害警戒区域等」に「非常に危険」（薄い紫色）が出現した場合は、当該領域に</u></u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>	<p><u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</u></p> <p><u>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新している。</u></p> <p><u>大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害によって命が脅かされる危険性が認められる土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」）に「警戒」（赤色）が出現した場合は、当該領域に「避難準備・高齢者避難開始」、さらに、<u>土砂災害警戒情報等が発表され、「土砂災害警戒区域等」に「非常に危険」（薄い紫色）が出現した場合は、当該領域に</u></u></p>
種 類	概 要					
<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>	<p><u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</u></p> <p><u>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新している。</u></p> <p><u>大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害によって命が脅かされる危険性が認められる土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」）に「警戒」（赤色）が出現した場合は、当該領域に「避難準備・高齢者避難開始」、さらに、<u>土砂災害警戒情報等が発表され、「土砂災害警戒区域等」に「非常に危険」（薄い紫色）が出現した場合は、当該領域に</u></u></p>					

		「避難勧告」を発令することが基本となる。
	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 河川の水位が水防団待機水位を越えている場合は、該当領域に「警戒」（赤色）が出現した時点で「避難準備・高齢者避難開始」、氾濫注意水位を越えている場合は、該当領域に「非常に危険」（薄い紫色）が出現した時点で「避難勧告」を発令することが基本となる。
	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨

<p>3-3-22</p>	<p>(2)、(3) [略]</p> <p>(4) 県の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ 県及び市町村は相互に連携を図りながら、受領した火山に関する予報・警報・情報等について、ホームページ、いわてモバイルメール、緊急速報メール等を活用し、住民等に周知する。</li> </ul>	<p>(2)、(3) [略]</p> <p>(4) 県の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ 県及び市町村は相互に連携を図りながら、受領した火山に関する予報・警報・情報等について、ホームページ、いわてモバイルメール、緊急速報メール等を活用し、住民等に周知する。 また、火口周辺の登山者等に対しては、ドローン等の新技術も活用し、速やかな情報伝達に</li> </ul>	<p>によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。水位周知河川やその他の河川（洪水予報河川を除く）においては、水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「避難準備・高齢者避難開始」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難勧告」を発令することが基本となる。</p>
---------------	---	---	--



		<p><u>努める。</u></p>
<p>修正理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報関連の修正</li> <li>○ 栗駒山火山避難計画策定に伴う修正</li> <li>○ 所要の修正</li> </ul>	

頁	現 計 画	修 正 案																																								
3-3-31	<p align="center"><b>第7節 広報広聴計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="256 302 839 577"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手日報社 [略] (株)日刊工業新聞社 盛岡総局</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	(株)岩手日報社 [略] (株)日刊工業新聞社 盛岡総局	[略]	<p align="center"><b>第7節 広報広聴計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="865 302 1452 577"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手日報社 [略] (株)日刊工業新聞社 東北・北海道総局</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	(株)岩手日報社 [略] (株)日刊工業新聞社 東北・北海道総局	[略]																												
実施機関	広報広聴活動の内容																																									
[略]	[略]																																									
(株)岩手日報社 [略] (株)日刊工業新聞社 盛岡総局	[略]																																									
実施機関	広報広聴活動の内容																																									
[略]	[略]																																									
(株)岩手日報社 [略] (株)日刊工業新聞社 東北・北海道総局	[略]																																									
3-3-33	<p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="256 667 839 943"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td><u>出納局</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療部</td> <td><u>業務課</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支 部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	出納局	<u>出納局</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	医療部	<u>業務課</u>	[略]	[略]	<p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="865 667 1452 943"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td><u>総務課</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療部</td> <td><u>経営管理課</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支 部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	出納局	<u>総務課</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	医療部	<u>経営管理課</u>	[略]	[略]
部	課	地方支 部班	担当業務																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																							
出納局	<u>出納局</u>	[略]	[略]																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																							
医療部	<u>業務課</u>	[略]	[略]																																							
部	課	地方支 部班	担当業務																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																							
出納局	<u>総務課</u>	[略]	[略]																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																							
医療部	<u>経営管理課</u>	[略]	[略]																																							
修正 理由	<p>○ 県の組織変更に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																																									

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-50	<p style="text-align: center;"><b>第17節 災害救助法の適用計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1、2 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第17節 災害救助法の適用計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 <u>県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-51	<p align="center"><b>第18節 避難・救出計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） 1～3 [略]</p>	<p align="center"><b>第18節 避難・救出計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） 1～3 [略]</p>
3-3-52	<p>4 避難所の設置、運営</p> <p>第3 実施要領 1 避難勧告等 (1) [略]</p>	<p>4 <u>指定避難所の設置、運営</u></p> <p>第3 実施要領 1 避難勧告等 (1) [略]</p>
3-3-53	<p>(2) 避難勧告等の周知</p> <p>ア 地域住民への周知</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>イ、ウ [略]</p>	<p>(2) 避難勧告等の周知</p> <p>ア 地域住民への周知</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>指定避難所までの安全な避難経路が確保でき</u> <u>ない地区については、住民等に地区内の高台</u> <u>への避難又は自宅待機（垂直避難）を呼びかけ</u> <u>る。</u></p> <p>イ、ウ [略]</p>
3-3-54	<p>(3) [略]</p> <p>(4) 避難の誘導</p> <p>ア 登山者等の避難誘導</p> <p>○ 県及び市町村本部長は、登山者等の避難誘導に当たっては、迅速な避難のための下山ルートへ案内するなどの対応を観光団体等と連携して実施する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p>(3) [略]</p> <p>(4) 避難の誘導</p> <p>ア 登山者等の避難誘導</p> <p>○ 県及び市町村本部長は、<u>防災行政無線、緊急</u> <u>速報メール、ラジオ、防災ヘリコプターによる</u> <u>周知や、火口近くに位置する避難促進施設等への</u> <u>連絡などにより、登山者等に立入規制範囲内</u> <u>から規制範囲外への避難や近くの建物への緊</u> <u>急避難を伝達する。なお、外国人対応として、</u> <u>多言語での呼びかけを行うよう努める。また、</u> <u>登山者等の避難誘導に当たっては、迅速な避難</u> <u>のための下山ルートへ案内するなどの対応を</u> <u>観光団体等と連携して実施する。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>火口近くに位置する避難促進施設の施設管</u> <u>理者等は施設利用者や施設周辺の登山者等へ、</u> <u>避難小屋や施設内への緊急退避を呼びかける。</u> <u>また、市町村や観光協会等と連携し、施設利用</u></p>

<p>3-3-56</p>	<p>イ 住民等の避難誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> </ul> <p>2、3 [略]</p> <p>4 避難場所の開設</p> <p>5 避難所の設置、運営</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所を設置した場合は、食料水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ、ビデオ、洗濯機、乾燥機等、避難生活に必要な物資等を調達する。</li> <li>○ [略]</li> <li>○ 市町村本部長は、避難所の設置に当たっては、在宅の要配慮者に配慮した環境の確保に努める。</li> <li>○ 市町村本部長は、当該市町村が設置する避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により避難所を確保する。</li> </ul> <p>ア 隣接市町村長と協議し、当該市町村地域内にある建物又は土地を、委託し、又は借上げて避難所を設置する。</p> <p>イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を避難所とする。</p> <p>ウ 県本部長は、イの場合に備え、あらかじめ、県有施設又は民間アパート等の中から、避難所を選定する。</p> <p>エ 隣接市町村長及び県本部長は、受入れ体制を整備するとともに、その運営に協力する。また、市町村本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該避難所の運営に当たる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村本部長は、避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。</li> </ul>	<p><u>者や施設周辺の登山等の規制対象外への避難誘導を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>緊急下山・避難時の経路は、火口から遠くなる方向を基本とする。また、火口が特定できる場合は、火山活動状況や風向き等も考慮し、最も安全な方向とする。火口が特定できない場合には、最寄りの登山道・道路を避難経路とする。</u></li> </ul> <p>イ 住民等の避難誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> </ul> <p>○ <u>市町村は、泥流の発生状況を確認後、避難所等への避難誘導を行う。</u></p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 避難場所の開放</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) 指定避難所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、<u>指定避難所</u>を設置した場合は、食料水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ、ビデオ、洗濯機、乾燥機等、避難生活に必要な物資等を調達する。</li> <li>○ [略]</li> <li>○ 市町村本部長は、<u>指定避難所</u>の設置に当たっては、在宅の要配慮者に配慮した環境の確保に努める。</li> <li>○ 市町村本部長は、当該市町村が設置する<u>指定避難所</u>だけでは対応できない場合においては、次の方法により避難所を確保する。</li> </ul> <p>ア 隣接市町村長と協議し、当該市町村地域内にある建物又は土地を、委託し、又は借上げて<u>指定避難所</u>を設置する。</p> <p>イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を<u>指定避難所</u>とする。</p> <p>ウ 県本部長は、イの場合に備え、あらかじめ、県有施設又は民間アパート等の中から、<u>指定避難所</u>を選定する。</p> <p>エ 隣接市町村長及び県本部長は、受入れ体制を整備するとともに、その運営に協力する。また、市町村本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該<u>指定避難所</u>の運営に当たる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村本部長は、<u>指定避難所</u>を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。</li> </ul>
---------------	--	--

3-3-57	<p>ア [略]</p> <p>イ 開設箇所数及び各避難所の避難者数</p> <p>ウ [略]</p> <p>○ 避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>[略]</p> <p>○ 市町村本部長は、避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討し、必要な措置を講じる。</u></p> <p><b>(2) 避難所の運営</b></p> <p>○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市町村本部長は、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>○ 市町村本部長は、避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 避難所への警察官の配置による安全の確保</p>	<p>ア [略]</p> <p>イ 開設箇所数及び各<u>指定</u>避難所の避難者数</p> <p>ウ [略]</p> <p>○ <u>指定</u>避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>[略]</p> <p>○ 市町村本部長は、<u>指定</u>避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても、原則として開設しないものとする。</u></p> <p><b>(2) 指定避難所の運営</b></p> <p>○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した<u>指定</u>避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、<u>指定</u>避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市町村本部長は、<u>指定</u>避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>○ 市町村本部長は、<u>指定</u>避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ <u>指定</u>避難所への警察官の配置による安全の確保</p>
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 栗駒山火山避難計画策定に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-59	<p style="text-align: center;"><b>第19節 医療・保健計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p>2～6 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第19節 医療・保健計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p><u>県は、岩手DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。</u></p> <p>2～6 [略]</p> <p><u>7 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援要請を行う。</u></p> <p><u>8 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。</u></p> <p><u>9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-64	<p>第23節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 実施要領 1～6 [略]</p>	<p>第23節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 実施要領 1～6 [略]</p> <p><u>7 空き家の活用</u></p> <p>○ <u>市町村本部長は、管内の空き家情報とその活用について検討を行う。</u></p>
修正理由	○ 栗駒山火山避難計画策定に伴う修正	



頁	現 計 画	修 正 案																								
3-3-70	<p>第26節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="272 483 844 622"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療部</td> <td>業務課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	医療部	業務課	[略]	[略]	<p>第26節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="876 483 1447 622"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療部</td> <td>医事企画課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	医療部	医事企画課	[略]	[略]
部	課	地方支部班	担当業務																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
医療部	業務課	[略]	[略]																							
部	課	地方支部班	担当業務																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
医療部	医事企画課	[略]	[略]																							
修正理由	○ 所要の修正																									

岩手県地域防災計画（原子力災害対策編）  
新旧対照表



## 目 次

### 第 2 章 災害予防計画

第 5 節 避難対策計画 .....	1
--------------------	---

### 第 3 章 災害応急対策計画

第 4 節 住民等への情報提供・広報広聴計画 .....	2
第 6 節 避難・影響回避計画 .....	3

頁	現 計 画	修 正 案
4-2-7	<p style="text-align: center;"><b>第5節 避難対策計画</b></p> <p><b>第1</b> [略]</p> <p><b>第2 避難計画の作成</b></p> <p><b>1 市町村の避難計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ 避難計画作成及び避難所（収容施設）の指定に当たっては、原子力災害対策指針に示す防護対策並びに避難所として指定する施設の管理者その他の関係機関等との協議を踏まえるとともに、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる場合やコンクリート建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減など、原子力災害の特殊性を十分に考慮する。</li> </ul> <p>【避難計画作成の留意事項：本編・第2章・第5節・第2・1 参照】</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 避難対策計画</b></p> <p><b>第1</b> [略]</p> <p><b>第2 避難計画の作成</b></p> <p><b>1 市町村の避難計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ 避難計画作成及び<u>指定</u>避難所（収容施設）の指定に当たっては、原子力災害対策指針に示す防護対策並びに避難所として指定する施設の管理者その他の関係機関等との協議を踏まえるとともに、風向等の気象条件により<u>指定</u>避難所が使用できなくなる場合やコンクリート建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減など、原子力災害の特殊性を十分に考慮する。</li> </ul> <p>【避難計画作成の留意事項：本編・第2章・第5節・第2・1 参照】</p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</li> </ul>	

頁	現 計 画	修 正 案																								
4-3-13	<p>第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画</p> <p>第1、第2 [略]</p>	<p>第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画</p> <p>第1、第2 [略]</p>																								
4-3-14	<p>第3 広報広聴</p> <p>1 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="256 439 839 801"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市町村本部長</td> <td>1 [略]</td> </tr> <tr> <td>2 [略]</td> </tr> <tr> <td>3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</td> </tr> <tr> <td>4～15 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	市町村本部長	1 [略]	2 [略]	3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)	4～15 [略]	<p>第3 広報広聴</p> <p>1 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="865 439 1457 801"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市町村本部長</td> <td>1 [略]</td> </tr> <tr> <td>2 [略]</td> </tr> <tr> <td>3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示</td> </tr> <tr> <td>4～15 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	市町村本部長	1 [略]	2 [略]	3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示	4～15 [略]										
実施機関	広報広聴活動の内容																									
市町村本部長	1 [略]																									
	2 [略]																									
	3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)																									
	4～15 [略]																									
実施機関	広報広聴活動の内容																									
市町村本部長	1 [略]																									
	2 [略]																									
	3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示																									
	4～15 [略]																									
4-3-15	<table border="1" data-bbox="256 801 839 1070"> <tbody> <tr> <td>県本部長</td> <td>1、2 [略]</td> <td>3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</td> <td>4～14 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	県本部長	1、2 [略]	3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)	4～14 [略]	<table border="1" data-bbox="865 801 1457 1070"> <tbody> <tr> <td>県本部長</td> <td>1、2 [略]</td> <td>3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示</td> <td>4～14 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	県本部長	1、2 [略]	3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示	4～14 [略]																
県本部長	1、2 [略]	3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)	4～14 [略]																							
県本部長	1、2 [略]	3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示	4～14 [略]																							
4-3-17	<p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="256 1160 839 1346"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td>出納局</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部 班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	出納局	出納局	[略]	[略]	<p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="865 1160 1457 1346"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td>総務課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部 班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	出納局	総務課	[略]	[略]
部	課等	地方支部 班	担当業務																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
出納局	出納局	[略]	[略]																							
部	課等	地方支部 班	担当業務																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
出納局	総務課	[略]	[略]																							
修正理由	<p>○ 県の組織変更に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																									

頁	現 計 画	修 正 案
4-3-22	<p align="center"><b>第6節 避難・影響回避計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> </ul> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b></p> <p>1～3 [略]</p>	<p align="center"><b>第6節 避難・影響回避計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ <u>複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</u></li> </ul> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b></p> <p>1～3 [略]</p>
4-3-23	<p>4 避難所の設置、運営</p>	<p>4 <u>指定</u>避難所の設置、運営</p>
4-3-24	<p><b>第3 実施要領</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示等</p> <p>(1) 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示及び報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 県本部長及び市町村本部長は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示（緊急）を行うことができる。その際には、県本部長及び市町村本部長は、国と緊密な連携を行うものとする。</li> </ul>	<p><b>第3 実施要領</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示等</p> <p>(1) 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示及び報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 県本部長及び市町村本部長は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、県本部長及び市町村本部長は、国と緊密な連携を行うものとする。</li> </ul>
4-3-25	<p>3、4 [略]</p>	<p>3、4 [略]</p>
4-3-26	<p>5 避難所の設置、運営 【本編・第3章・第15節・第3・4 参照】</p> <p>6 帰宅困難者対策 【本編・第3章・第15節・第3・4 参照】</p> <p><u>7 避難所以外の在宅避難者に対する支援</u></p> <p>(1) <u>在宅避難者の把握</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>市町村本部長は、自宅その他の避難所以外の場所にいる者（当該避難所以外の屋内に退避する者を含む。以下同じ。）であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となること等により日常生活</u></li> </ul>	<p>5 <u>指定</u>避難所の設置、運営 【本編・第3章・第15節・第3・5 参照】</p> <p>6 帰宅困難者対策 【本編・第3章・第15節・第3・6 参照】</p> <p><del>7 避難所以外の在宅避難者に対する支援</del></p> <p><del>(1) 在宅避難者の把握</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>市町村本部長は、自宅その他の避難所以外の場所にいる者（当該避難所以外の屋内に退避する者を含む。以下同じ。）であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となること等により日常生活</u></li> </ul>

	<p><u>活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。</u></p> <p><u>(2) 在宅避難者に対する支援</u></p> <p>○ <u>市町村本部長は、市町村役場（支所、出張所等）における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。</u></p> <p>○ <u>市町村本部長は、在宅避難者に対し、物資や食料の配布の広報の実施等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</u></p> <p><u>8 広域一時滞在</u> 【本編・第3章・第15節・第3・7 参照】</p>	<p><del>活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。</del></p> <p><del>(2) 在宅避難者に対する支援</del></p> <p><del>○ 市町村本部長は、市町村役場（支所、出張所等）における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。</del></p> <p><del>○ 市町村本部長は、在宅避難者に対し、物資や食料の配布の広報の実施等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</del></p> <p><del>7 広域一時滞在</del> 【本編・第3章・第15節・第3・8 参照】</p>
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	